



Since 1992

COLLABORATION

PROSPERITY

AND SAFENESS

同興隆 共平安

中国における知財訴訟の近況



Since 1992

隆安律师事务所
LONGAN LAW FIRM

WeChat QRコード

シニアパートナー・弁護士 権 鮮枝

2024年10月



権 鮮枝 シニアパートナー・弁護士・弁理士

最高人民法院知的財産権指導事例基地専門家(2015.4-2019.4)

中国政法大学非常勤講師

北京朝陽弁護士協会知的財産権研究会会長

日本知的財産協会(JIPA)講師

米国知的財産権法協会(AIPLA)GNE共同主席

国際商標協会(INTA) LRCアジア地域主席

学歴:

清华大学大学院 コンピューター科学部 修士

中国政法大学 法学博士

米国Chicago-Kent College of Law 知的財産権法 修士

著作:

- ◆ 「中国特許法第3次改正ハンドブック」/発明協会出版/翻訳者
- ◆ 「中国デザイン関連法」/発明協会出版/著作権編担当
- ◆ 「第三次改正中国商標法解説」/日本『発明』誌に連載/共著者
- ◆ 「特許実務指南」/上海交通大学出版社出版/著者
- ◆ 「日本意匠審査基準」/中国知的財産権出版/翻訳者
- ◆ 「隆安弁護士民法典解説」/法律出版社/技術契約編の著者
- ◆ 「民事行為保全制度研究」/中国法制出版社/共著者
- ◆ 「特許侵害リスクの防止と管理-FTO分析実務ガイド」/中国知的財産権出版社出版/著者



目 次

01 知的財産に関する行政訴訟について

02 知的財産に関する民事訴訟について

03 知的財産に関する刑事事件について





1

知的財産に関する行政訴訟について

2023年の知的財産権に関する行政訴訟の件数

同興隆 共平安

- 全国の裁判所が
- 知的財産権行政の一審事件: 受理20583件、結審22340件。
- 2022年よりそれぞれ0.28%減少し、26.7%上昇した。

特許事件は1990件で、前年同期比5.85%上昇した。

商標事件は18558件で、前年同期比0.97%減少した。

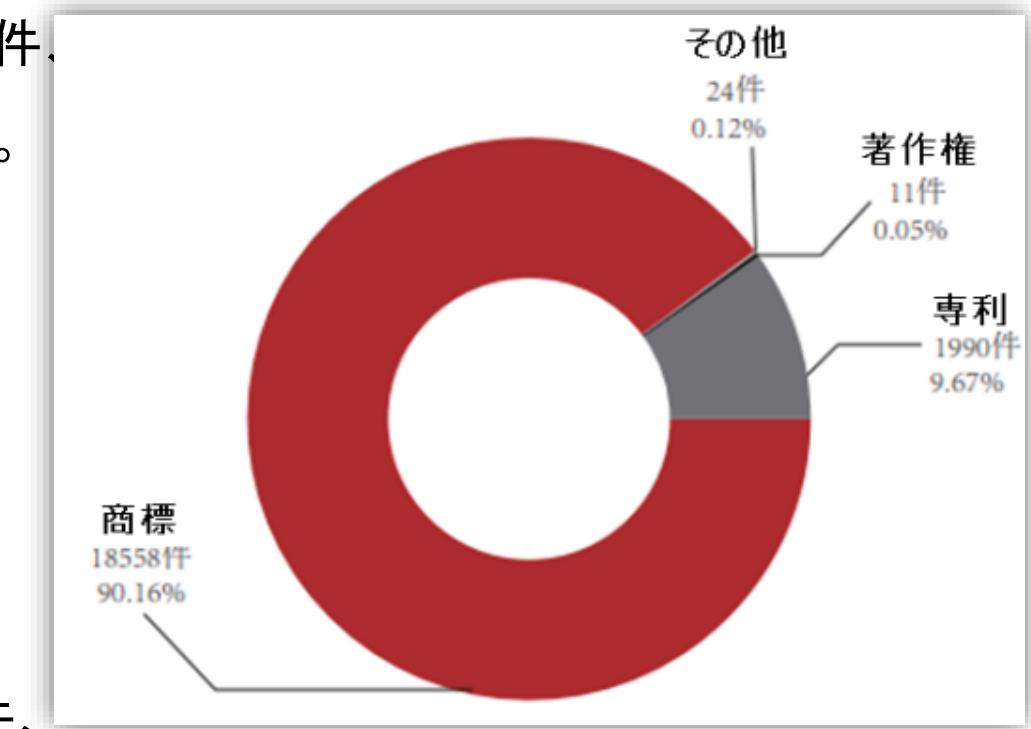
著作権事件は11件で、2022年より1件減少した。

その他の案件は24件で、前年同期比166.67%上昇した。

- 知的財産権行政の二審事件: 受理10053件、結審9259件、

2022年よりそれぞれ54.64%と17.99%上昇した。

そのうち、原判決維持7477件(80%)、改審1551件(16%)、差し戻し再審1件、取り下げ208件、起訴棄却3件、その他19件



出典:「中国裁判所知財司法保護状況(2023)」

審決取消訴訟の提訴の概要

同興隆 共平安

期限:審決に不服がある場合、
決定書を受け取ってから三か月間
以内に提訴

被告:国家知的財産権局

第三者:無効審判などの相手

専属管轄:

北京知財裁判所

審理の要点:
決定書のどの部分に同意できな
いか。その理由は何?

- 1、起訴状及び補足証拠
- 2、審決の決定書及びその発行時間
(封筒や電子審決の発行時間のスクリーンショットなど)
- 3、手続き資料
 - (1)履歴事項証明書(認証)、
 - (2)法定代表者の身分証明書(公証認証)、
- 依頼状(公証認証)及び事務所レター・弁護士の執行
証明
- 原告の配達先確認書
- 第三者の身分証明書及びその営業状態

3 審査・審判事件の中止事由に関する基準の公表

- 2023年6月13日、国家知的財産権局商標局は「審判事件の中止事由に関する基準の解説」を公表した。

事例：登録阻害要因になる先行商標に対する3年不使用取消請求を行っているにもかかわらず、拒絶査定不服審判の審理のみが先行し、先に拒絶の判断が出てしまうケースも珍しくなかった。3年不使用取消の結果を待つために、審決取消訴訟を起こすしかなかった。

引例商標の権利状況が裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右される場合、拒絶査定不服審判の審理を中止することで、司法資源の浪費が大幅に減少する。

6月から12月までの商標拒絶不服に関する審決取消訴訟の平均件数は1月から5月に比べて23%減 少した。

審査・審判事件の中止事由に関する基準の公表

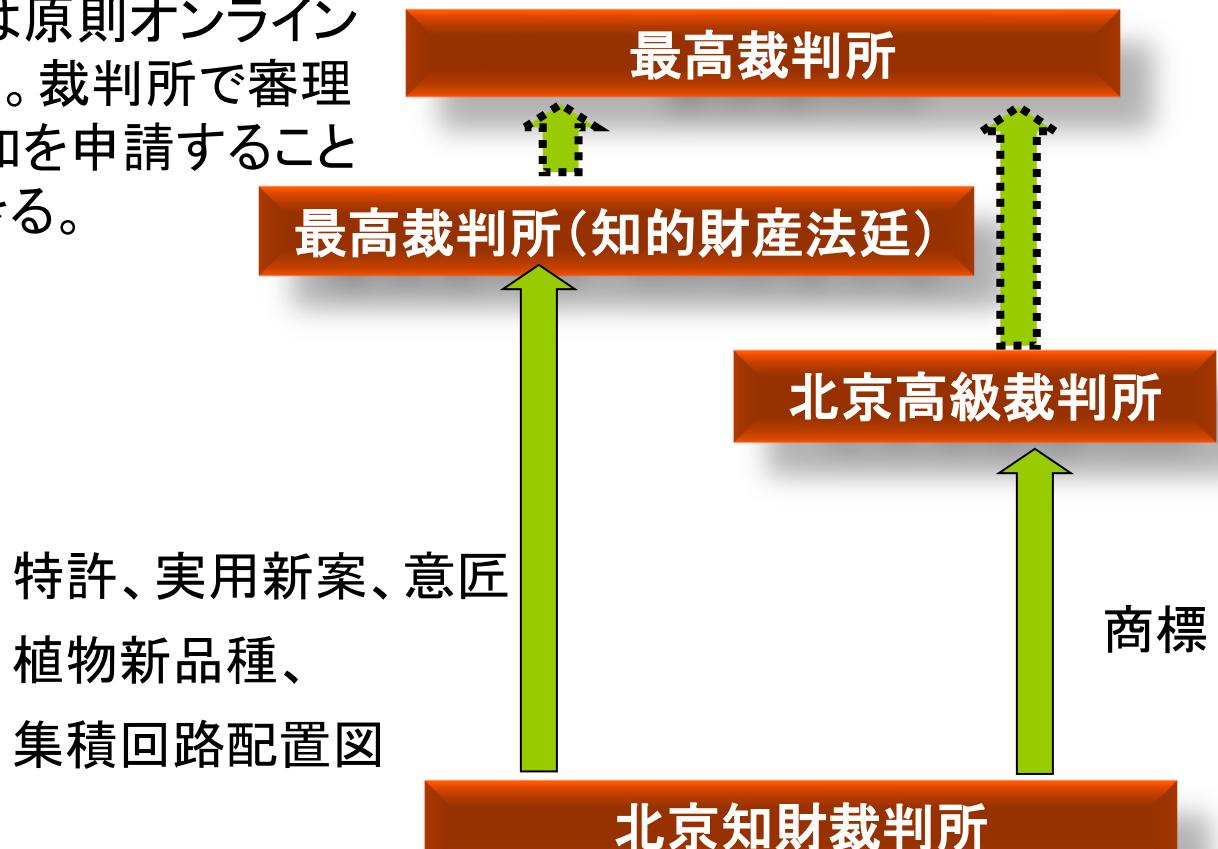
2023. 6. 13

		中止事由
中止すべき	1	係争商標または引例商標が権利者の名義変更、譲渡手続き中で、かつ、変更、譲渡後に双方の商標に抵触がない場合
	2	引例商標が更新手続き中または更新の猶予期間内である場合
	3	引例商標が取消手続きまたは出願取下手続き中の場合
	4	引例商標が取り消されもしくは無効とされた場合であって、取り消し、無効宣告の日から1年未満の場合。あるいは、引用商標が更新期間満了日までに更新されていない場合であって、抹消の日から1年未満の場合
	5	引例商標に係る事件が既に結審し、発効を待っているか、または発効した判決が執行され、再裁定を待っている場合
	6	引例商標の権利状況が、裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右される場合
	7	引例商標の権利状況が、裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右され、かつ、申立人が審理中止を明確に請求した場合
中止できる	8	拒絶査定不服審判事件に係る引例商標に既に無効審判の請求がなされ、かつ、引例商標権者が他の事件において商標法4条、19条4項、44条1項に定められた悪意による登録に該当すると認定された場合
	9	事件の内容が同一または関連する事件の先行裁定または判決を待つ必要がある場合で、個々の事件に応じる必要がある場合
	10	審査官の裁量によるその他の事由

審決取消訴訟の管轄

同興隆 共平安

審理は原則オンラインで行う。裁判所で審理の参加を申請することができる。



- 2023年の知的財産権行政の二審事件: 受理10053件、結審9259件、2022年よりそれぞれ54.64%と17.99%上昇した。
- そのうち、原判決維持7477件(80%)、改審1551件(16%)、差し戻し再審1件、取り下げ208件、起訴棄却3件、その他19件



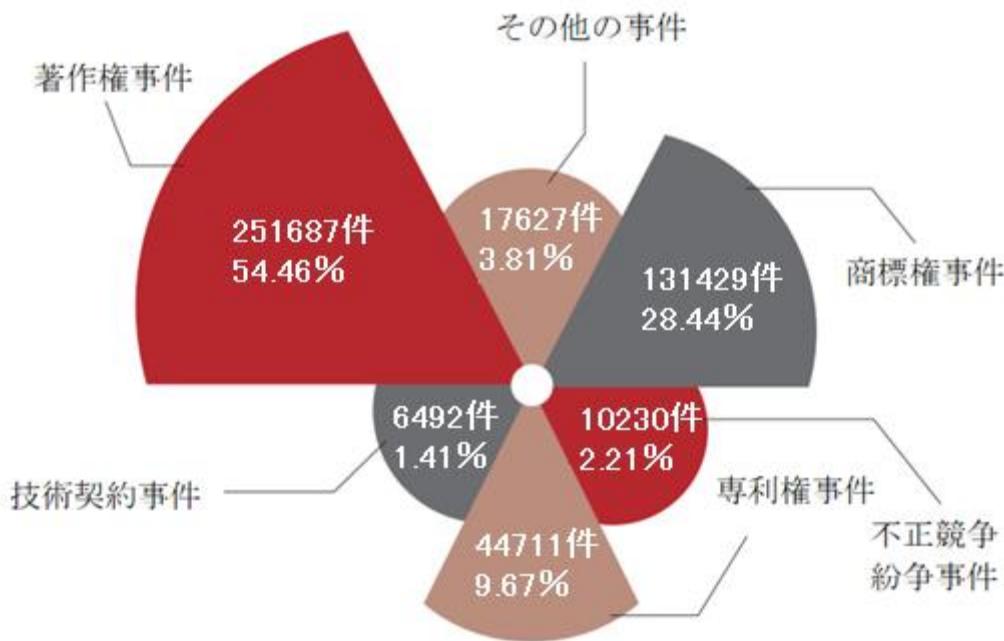
2

知的財産に関する民事訴訟について

知財に関する民事訴訟の件数

同興隆 共平安

2023年中国地方裁判所が新規受理した
知財民事一審案件の類型と件数



2023年新規受理された民事事件は
462176件で、前年比5.4%増

出典:「中国裁判所知財司法保護状況(2023)」

専利特許案件は44711件で、前年同期比14.73%上昇した。
商標事件は131429件で、前年同期比16.85%上昇した。
著作権案件は251687件、前年同期比1.57%減少した。
技術契約件数は6492件で、前年同期比53.19%上昇した。
競争案件は10230件で、前年同期比8.97%上昇した。
その他の案件は17627件で、前年比0.51%減少した。

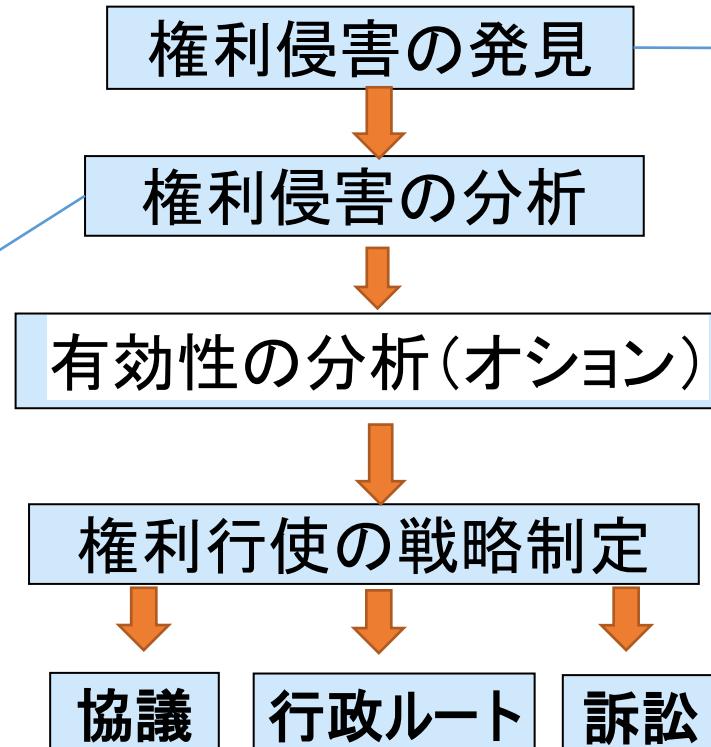
全国の裁判所が知的財産権民事二審事件37214件を新たに受け取り、審査結果は38713件で、前年同期比それぞれ24.79%と20.37%減少した。

被疑侵害品の発見から権利行使まで

同興隆 共平安

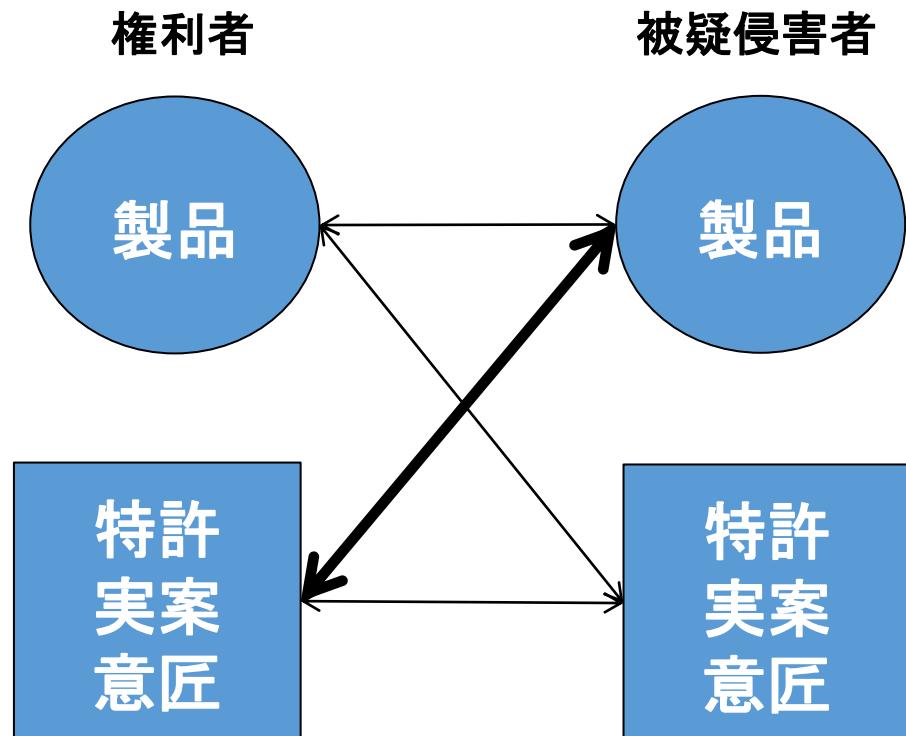
特許権侵害を例とする

被疑侵害品の取得
個人が購入できる
会社のみ購入できる
普通に入手できない
顧客のところで検証



- ・販売チャネル
ECサイト、展示会、販売店
被疑侵害者の自社サイト
- ・顧客からの知らせ

全部有効の維持率
特許: 51.4%
実用新案: 33.5%
意匠: 36.8%



特許侵害の判定

- 1、オールエレメント:
全ての構成が含まれる
- 2、均等論:
ほぼ同一な手段、機能、効果、
容易に想到する
- 3、禁反言: 審査・審判、包装

有効性の分析: 補充検索、業界の本、雑誌、論文など

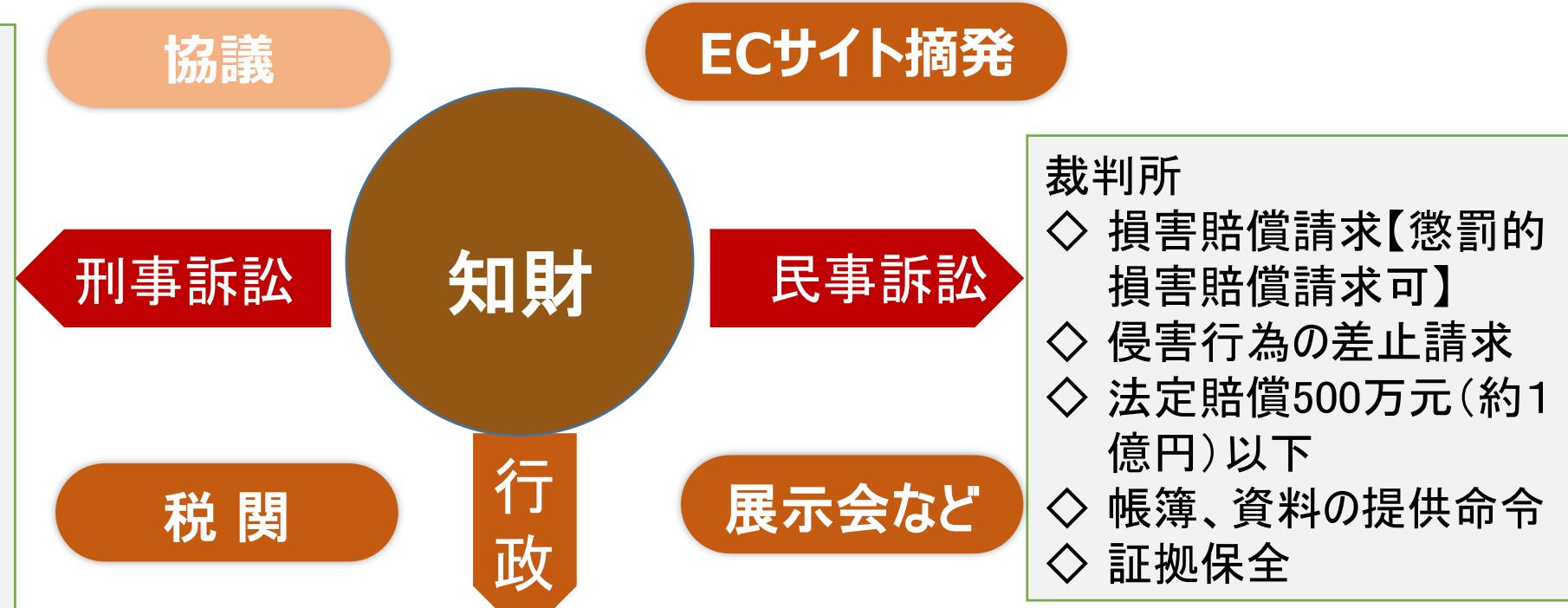
知財権の権利行使ルート及び選択

同興隆 共平安

商標を例として

協議、各地の市場監督管理局(CNIPAも可能)、各地の裁判所

公安機関、検察庁、裁判所(商標、著作権、営業秘密権侵害の場合)
違法経営額5万元(約100万円)又は違法所得額3万元(約60万円)以上
最高10年の有期懲役又は罰金が併科
同一商標のみ



特許・実案・意匠侵害は犯罪にならない！

- 各地の市場監督管理局
- 侵害行為の差止、罰金、専用道具の没収、処分、
- 賠償金額の調停

交渉について

同興隆 共平安

・ 交渉について

警告状が有効と考えられる場合、

- ①被疑侵害者が警告状による侵害行為中止請求を受け入れる可能性が高い場合、
- ②侵害の規模が小さいため訴訟を提起するには及ばない場合、
- ③製造場所の摘発を主目的として、販売者に対し、特許権侵害物品の供給先の開示を求める場合、
- ④懲罰的な賠償金を求める場合等である。

必要ではない: 証拠隠滅や財産の隠匿などを招くおそれがある

交渉する前に、証拠を保全する

交渉の対応策

- ・ 双方が権利侵害(商標、意匠、著作権など判断しやすい類型)を認める場合

権利者: 訴訟で解決する場合に賠償金と弁護士の費用を負担し、大量の時間と精力を投入しなければならないとプレシャーをかけ、関連の判決を根拠として提示し、ライセンス料を段階的に引き下げる。

被疑侵害者: 代替技術を用意しておき、別の技術を用いて係争特許技術を代替する意向を相手に伝え、権利者にライセンス料の引き下げを促す。

- ・ 実施者が権利侵害(特許・実用・営業秘密)を認めない場合、面会して交渉を行い、互いに意見交換する上、合意できるように進める。

===== 権利行使ルートの複数利用

同興隆 共平安

- 訴訟又は行政ルート？

行政ルート： 事実がはっきりした場合、差し止めのみ、速い

訴 訟： 事実が複雑である場合、賠償金請求

- **目的に基づいて権利行使ルートを選択する**

侵害の差し止め(警告状、行政ルートも可能、訴訟官庁料の節約)

賠償金の請求(訴訟、被告の財産保全、証拠保全など)

特許権の許諾(警告状、交渉、提訴した後すぐ通知する)



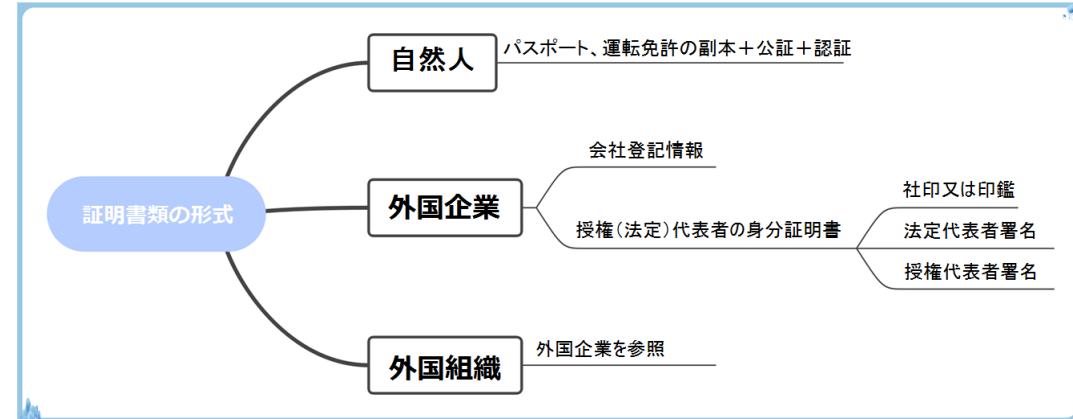
提訴前の準備

➤ 外国企業が民事訴訟を提起するときに必要な書類(日本を例として)

訴状(一部)

手続き書類資料(裁判所1部+被告の数に応じるコピー)

- 履歴事項全部証明書(Apostille)
- 授権(法定)代表者の身分証明書(公証+Apostille)
- 委任状(公証+Apostille)
- 送付先確認書(法律事務所)
- 被告の資料:被告の会社登記情報／個人情報



民事訴訟法124条 訴状には以下の事項を明記しなければならない

- (1)原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡先;法人又はその他の組織の名称、住所及び法定代表者又は主要責任者の氏名、役職、連絡先。
- (2)被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報;法人又はその他の組織の名称、住所等の情報。
- (3)訴訟請求の趣旨及び根拠となる事実と理由。
- (4)証拠と証拠の出所、証人の名前と住所。

身分証明

外国個人の場合、パスポート、運転免許の副本+公証+認証

外国組織の場合、外国企業の規定を参照

原告の選択

同兴隆 共平安

原告の選択: 日本本社or中国子会社?

原告は本件と直接利害関係のある公民、法人及びその他の組織である

日本本社を原告とする場合

- ・委任状などの手続き書類資料に対して公証書とアポスティユ(Apostille)を取得する必要がある
 - ・従来:公証+中国大使館の認証
 - ・現行:公証+日本外務省のアポスティユ(Apostille)
 - ・「外国公文書の認証を不要とする条約」2023.11.7

中国子会社を原告とする場合

- ・権利者による権限委譲の範囲を明確化、例えば単独に提訴できるかどうか。

日本本社に与える各書類の提出期間は中国子会社より長い。

- ・答弁期間、上訴期間:15日→30日、審理時期には期限が設けられていない



知的財産権侵害訴訟の管轄地

同興隆 共平安

類別	地域管轄範囲
著作権	権利侵害行為の実施地、侵害複製物の保存地又は差押・押収地、被告住所所在地の裁判所が管轄する。 指導事例223号「張某龍が北京某蝶文化伝播有限公司、程某、馬某に作品情報ネットワーク伝播権侵害を訴えた紛争案」 : 作品情報ネットワーク伝播権侵害の権利侵害結果発生地として不確実性があり、原告住所地を管轄地とすることはできない。
商標	権利侵害行為の実施地、侵害品の保存地又は差押・押収地、被告住所所在地の裁判所が管轄する
特許	権利侵害行為の発生地又は被告住所所在地の裁判所が管轄する。権利侵害行為の発生地には、特許権や実用新案権侵害で訴えられた製品の 製造、使用、販売の申出、販売、輸入 などの行為の実施地、特許方法の実施行為の実施地、当該特許方法から直接獲得した製品の 使用、販売の申出、販売、輸入 などの行為の実施地、意匠に係わる物品の 製造、販売の申出、販売、輸入 などの行為の実施地、他人の特許を冒認する行為の実施地、上述の権利侵害行為による侵害結果の発生地が含まれている。
営業秘密	権利侵害行為の発生地又は被告の住所所在地の裁判所が管轄する

ECサイトで購入した権利侵害品の荷受地を管轄地とすることはできない

中国における裁判所の階層及び管轄

同興隆 共平安

裁判所階層	設置概況	知財案件の管轄
最高裁判所	北京に1ヶ所	一審、二審、再審裁判所
高級裁判所	各省(直轄市、自治区)に設置され、計31ヶ所	訴訟請求金額が1億人民元以上の涉外事件の一審裁判所。
中級裁判所	各市に設置され、全国400ヶ所以上	專利関連事件の一審管轄権があるのは全国80ヶ所以上
基層裁判所	各区、県に設置され、全国3000ヶ所以上	商標、著作権関連事件の一審管轄権があるのは全国556ヶ所

知財紛争	管轄裁判所
特許、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、権利侵害紛争の第一審の民事、行政訴訟事件	知財裁判所、省、自治区及び直轄市人民政府の所在地にある中級裁判所及び最高裁判所に定められた中級裁判所
意匠の権利帰属、侵害紛争及び馳名商標認定に係る第一審の民事、行政訴訟事件	知財裁判所及び中級裁判所；最高裁判所の承認を得て、基層裁判所が管轄することができる(意匠行政訴訟事件を除く)
その他の第一審知的財産権民事、行政訴訟事件 商標、著作権に関する事件など	最高裁判所に定められた基層裁判所

中国における裁判所の階層及び管轄

同興隆 共平安

知財紛争	管轄裁判所
<p>(1) 専利、植物新品種、集積回路配置図設計権利付与・権利確認に係わる行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(2) 特許、植物新品種、集積回路配置図設計権利帰属、侵害民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(3) 重大、複雑な実用新案、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属侵害民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(4) 独占禁止民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件。</p>	最高裁判所の知的財産権法廷が審理する上訴事件
<p>(1) 前項に定める類別に該当する全国範囲内で重大、複雑な民事・行政訴訟の一審事件；</p> <p>(2) 前項に定める民事・行政訴訟の一審事件で既に発効された判決、裁定、調停書に対して適法に再審、抗訴等の裁判監督適用手続きを申し立てる事件；</p> <p>(3) 前項に定める民事・行政訴訟の一審事件での管轄権異議、行為保全裁定に対する復議、並びに罰金、拘留決定に対する復議、審理期間の延長などを申請する事件；</p> <p>(4) 最高裁判所が知的財産権法廷によって審理を行うべきと判断したその他の事件。</p>	最高裁判所の知的財産権法廷が審理するその他の事件

被疑侵害品の製造者の特定

【判例】(2021)最高法知民終2301号

【裁判要旨】特許法上の製品製造者は、具体的な製造行為の実施者だけを指すわけではない。**生産資源を調達し、生産工程の上流と下流を協調し、製品技術案を確定する手配者も、同様に被疑侵害品の製造者となる可能性がある。**

ウィーチャット公式アカウントや公式サイトにおける商標権侵害行為主体の特定

【判例】(2022)最高法民終146号

【裁判要旨】訴えられたウィーチャット公式アカウントや公式サイトの運営者が被疑侵害者であることを証明することは困難であるが、**当該公式アカウントや公式サイトで宣伝されている標識、製品と内容がすべて被疑侵害者に指向しており、かつ被疑侵害者が当該宣伝行為の実際の受益者であることを証明できる証拠がある場合、裁判所はこれに基づいて被疑侵害者が当該公式アカウントや公式サイトを通じて被疑侵害品を宣伝する行為を行ったと認定することができる。**

被告との現在と未来の協力関係を考慮しなければならない

一般的にはメーカーを被告とすることが多いが、販売者、電子商取引プラットフォームを被告とすることで管轄地を調整することができる

地方保護の妨害と影響を避けるために、なるべく製造者住所地ではなく、且つ豊かな知財侵害案件の経験を持ち、高いレベルを有する管轄地を選択することは好ましい。



証拠の収集

証拠の収集

同興隆 共平安

侵害権利別	収集必要な証拠
著作権	権利帰属の証拠、接触可能性の証拠、権利侵害の証拠、賠償及び合理的支出の証拠
商標権	権利帰属の証拠、知名度の証拠、権利侵害の証拠、賠償及び合理的支出の証拠
営業秘密	権利帰属の証拠、接触可能性の証拠、権利侵害の証拠、賠償及び合理的支出の証拠
专利権	権利帰属の証拠、権利侵害の証拠、賠償及び合理的支出の証拠

◆専利権を持つ証明：

CNIPAからの専利権の登記簿、専利権証明書(権利化された特許明細書添付)、年金納付の領収書、利害関係人である証拠

◆専利権が侵害されている証拠

購買公証で購入した製品及び領収書、会社のウェブサイト、展示会のパンフレット、販売ページなど

◆賠償金に関する証拠：

自分の損失、対手の収益、ライセンス契約など

権利行使のための合理的な支出

(一)権利帰属の証拠:

- 1.商標登録証書;
- 2.商標権利存続状態の証明書(国家知的財産権局より発行される)

(二)知名度の証拠:

- 1.販売証憑の証拠:販売契約、領収書、通関申告書、船荷証券(B/L)、販売代理契約、販売代理店店舗賃貸契約など;
- 2.広告宣伝の証拠:テレビCM、展示会広告、雑誌広告、メディア報道記事など;
- 3.業界ランキングの証拠:業界代表の協会、研究機構又はメディアが発表したブランド知名度、競争力、ブランド価値、製品売上又は市場シェア率などの業界ランキング資料;
- 4.受賞の証拠:国レベル、省レベルの政府又は協会、並びにその他の権威機構による大賞受賞のメダル、証書など;
- 5.裁判文書の証拠:係争商標の知名度を認定した発効判決書、裁定書、決定書及びその他の法律文書など。

(三)侵害の証拠:

公証手続き又はタイムスタンプなどのツールによって、侵害で訴えられた標識の使用行為に対して証拠収集・確定を行い、標識を目立つに使用したシーンの撮影、ウェブページのスクリーンショットなどが含まれるが、これらに限らない。

(四)賠償及び合理的な支出の証拠

賠償の証拠:原告の損失(真正品販売低減の証明)、被告の収益(侵害品の売上、単価、業界の利益率などの証明)、ライセンス料の倍数(ライセンス料、侵害継続期間の証明)。

合理的な支出の証拠:弁護士費用、証拠収集費用、保全担保費用、出張費用、訴訟資料印刷代など。

(一)権利帰属の証拠:

- 1.著作権登録証書、合法の出版物、認証機構から発行され証明書類、ライセンス契約など;
- 2.著作物の原稿、原本。

(二)接触可能性の証拠:

- 1.既に先行公開発表したもの:公開発表の証拠、例えば最初公開の出版物、ECサイトに初出品及び発売の証拠、セルフメディアでの最初投稿発表の証拠、関連ウェブサイトで初公開の証拠など;
- 2.公開発表していないもの:侵害で訴えられた著作物の著者又は関連主体と先行著者との間の投稿、協力提携商談などに関する証拠など。

(三)侵害の証拠:

公証手続き又はタイムスタンプなどのツールによって、著作権侵害行為に対して証拠収集・確定を行い、ECサイトの模倣品購買公証、著作物の盗用に係わるウェブページの証拠収集、スクリーンショットの証拠収集などが含まれるが、これらに限らない。

(四)賠償及び合理的な支出の証拠

賠償の証拠:原告の損失(真正品販売低減の証明)、被告の収益(侵害品の売上、単価、業界の利益率などの証明)、ライセンス料の倍数(ライセンス料、侵害継続期間の証明)。

合理的な支出の証拠:弁護士費用、証拠収集費用、保全担保費用、出張費用、訴訟資料印刷代など。

(一) 営業秘密の権利帰属の証拠:

- 1.技術情報:設計の考案、技術案、製品の配方、コンピュータプログラム、加工工程、製造方法、製造工程、イベント・アイデアなど
 - 2.経営情報:顧客情報リスト、戦略企画、経営策、管理経験、仕入先情報リスト、入札最低基準価格、入札書の内容など

（二）営業秘密の法定要件（三性）

- 1.非公知性: 営業秘密は侵害行為が発生した時に、当業者に周知されておらず、容易に知ることができない。
 - 2.秘密管理性: 原告は対応する秘密保持の措置を講じたと主張して、以下の事実を証明できる証拠を提出することができる。
 - (1)秘密保持契約を締結したり、契約において秘密保持の義務を約定したりした。
 - (2)会社定款、教育、規則制度、書面告知などの方式によって、営業秘密に接触・取得可能な従業員に秘密保持を要求した。

(3) 営業秘密に係わっている施設、工場などの生産営業場所に対して、アクセス権限を制約したり、区分管理実施したりする。

3.有用性:研究開発のコスト、当該営業秘密の実施から得られる収益、取得可能な利益、競争優位性を維持可能な時間などの要素

(三)接触可能性の証拠:原告が従業員、元従業員が営業秘密を取得可能な手段を有すると主張する場合、以下の事実を証明できる証拠を提出することができる。

(1)職務、職責及び権限が係争の営業秘密にかかわりがある。

(2)担当している仕事又は会社に手配された任務が係争の営業秘密にかかわりがある。

(3)営業秘密に関連する生産経営活動に関与している。

(4)保管、使用、保存、複製、制御又はその他の方式で営業秘密及びその媒体を接触取得したことがある。

(四)侵害の証拠:被告が製造した、原告所有の営業秘密を含んでいる製品、製品マニュアル、宣伝資料、コンピュータソフトウェア、文書。

(五)賠償及び合理的な支出の証拠:原告の被害損失、被告の収益、営業秘密ライセンス料の倍数の確定、合理的な支出。

購買公証で取得

オフラインで購買公証:

公証人は店舗などに行って購入過程に対する公証を行い、2名の公証人が必要である。

オンラインで購買公証:

被疑侵害品がECサイトで販売されている又は販売員のウィーチャットを追加するなどの方法で連絡を取れて、被疑侵害品を購入可能な場合、公証役場で購買公証を行うことができる。

証拠とする取得すべき情報

店舗の営業許可証、生産者の企業名又は商標、企業情報、販売量、各角度の図面、画像付商品レビューなどの実際の販売証拠

生産場所や展示会で証拠収集

オンライン購入ルートがなく、又は大型設備のためオンライン購入不能な場合は、販売業者や製造者と連絡を取れた後、その工場や倉庫に潜入するか、又は出展した展示会で被疑侵害品を撮影しておくことができる。

購入者の協力を得て証拠収集

過去被疑侵害品を購入した購入者と連絡を取れて、証拠収集に協力してもらう。

留意事項: 製造者の商標、会社名、銘板、製品型番など製造者を証明できる情報、購買契約、領収書など製品の出所を証明できる証拠。

公証以外の証拠収集の手段

- ◇ タイムスタンプによる証拠保全
- ◇ 電子証拠保全・保存プラットフォーム: 百度証拠保全、証拠保存クラウド、公証クラウドなど
- ◇ ブロックチェーン証拠固定: 権証チェーン、版權家、中国Vlianなど

特許権侵害に関する証拠の収集

01



公証役場にて公証
手続を行う

02



電子化証拠保存プ
ラットフォームを介し
て証拠保全を行う
タイムスタンプ

03



行政機関に摘発す
ることによって証拠
を確定する

04



裁判所による証拠
保全を請求する

賠償金に関する証拠

同興隆 共平安

- 「知的財産権民事訴訟証拠に関するいくつかの規定」第31条
当事者が提供した
財務帳簿、会計証憑、
販売契約、出入荷書類、
上場会社年報、株式募集説明書、
ウェブサイト又はパンフレットなどの関連記録、
設備システムが格納した取引データ、
第三者プラットフォームが統計した商品流通データ、
技術評価報告書、
知的財産権実施許諾契約及び
市場監督管理、税務、金融部門の記録などは、
当事者が主張する知的財産権侵害の賠償額を証明する証拠とすることができます。

- ◆ 被害損失を証明する証拠(会計監査報告書など)
- ◆ 侵害者の侵害行為による収益を証明する証拠
- ◆ 権利者の売上低減してきた証拠
- ◆ 被疑侵害品の売上の証拠(ECサイトに計上された販売データ、侵害者による販売の申出など)
- ◆ 権利行使のための合理的な支出に関する証拠(弁護士費用、公証費用など、公証役場による公証費用の領収書に公証書整理番号を明記しなければならない)



提訴前の措置

訴訟前の措置及び現状-財産保全

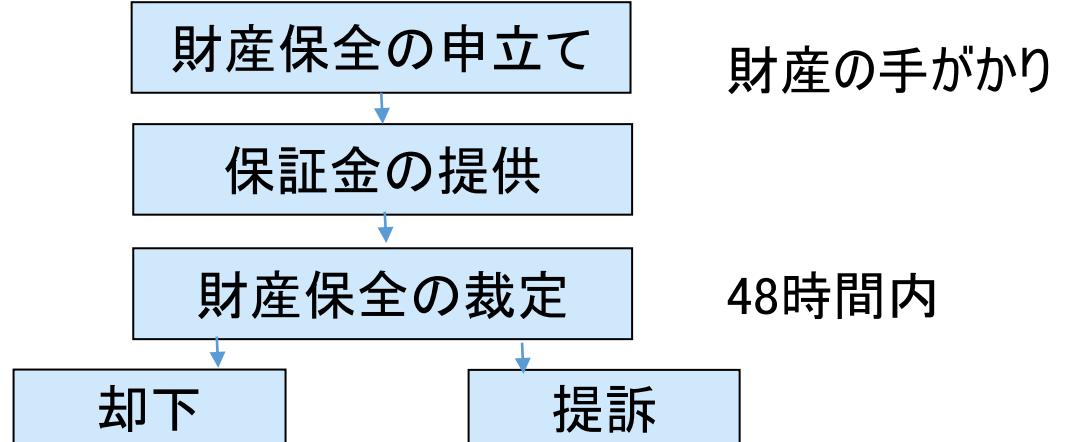
同興隆 共平安

緊急事態:直ちに保全を申請しないと、その合法的権益が補い難い損害を受けることになる

管轄:保全された財産の所在地、被申立人の住所地、又は事件の管轄権を有する裁判所

- ・ 財産保全申請書
- ・ 状況緊急性説明
- ・ 身分証明書
- ・ 財産保全保証書
- ・ 明確な法的関係の証拠
- ・ 明確な財産の手がかり
- ・ 満額の保証金(保険会社など)
- ・ 申請料(5000元以下)

義務者の財産移転、隠匿、浪費を防止できる



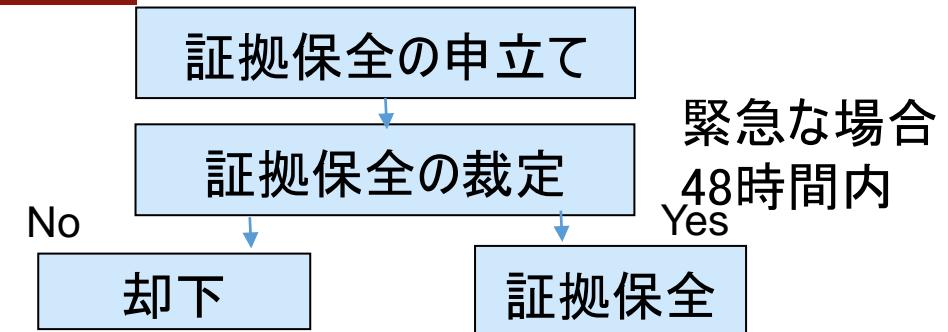
3ヶ月以内訴訟を提起しない場合、保全を解除しなければならない。

財産保全は差し押さえ、凍結又は法律で規定されたその他の方法を採用する。裁判所は財産を保全した後、直ちに財産を保全された人に通知しなければならない。

訴訟前の措置及び現状-証拠保全

同興隆 共平安

- 状況が緊急である: 証拠が滅失する可能性があるか、又は後で取得することが困難な場合、
- 管轄: 証拠の所在地、被申立人の住所地、又は事件に管轄権のある裁判所

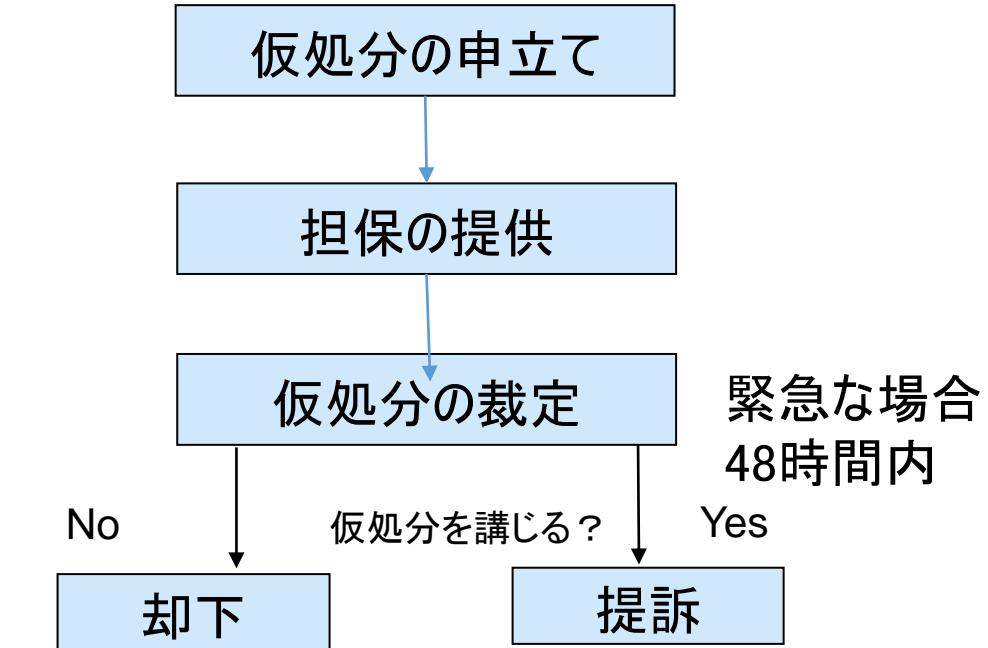


- 提訴前の証拠保全請求を認めず、訴訟における証拠保全請求のみを認める。
- 証拠保全を行う際には、事前に訴訟資料を見て現場でクレームチャートに基づいて技術的特徴を逐一チェックする裁判官もいる。事前に資料を見ずに、現場で代理弁護士の説明に従って写真を撮る裁判官もいる。技術調査官と一緒に証拠保全を行う裁判官もいる。また、原告は自ら立証しなければならないと考える裁判官もいる。
- 一般的に代理弁護士は裁判官と一緒に現場に行くが、商業秘密の保護を名目に裁判官だけが入ることが許されることが多いので、裁判官による鑑定や写真撮影の内容を事前に準備し説明する必要がある。裁判官も工場などに入れないことがある。
- 生産経営活動に影響を与える可能性がある場合、裁判官は当事者に保証金(設備の価値の30%まで)を要求する可能性がある。

訴訟前の措置及び現状-仮処分

同興隆 共平安

- ・ 仮処分(提訴前の差止)
- ・ 前提:当事者的一方の行為又はその他の原因により、判決の執行を困難にしたり、当事者のその他の損害を与えたりする可能性のある
- ・ 管轄:裁判所は相手方の当事者の申請に基づいて、一定の行為を命じたり、一定の行為を禁止したりすることを裁定することができる。
- ・ 仮処分を申立する際の注意事項
 - ① 申立ての主体
 - ② 管轄地
 - ③ 侵害証拠
 - ④ 担保
 - ⑤ 申請料

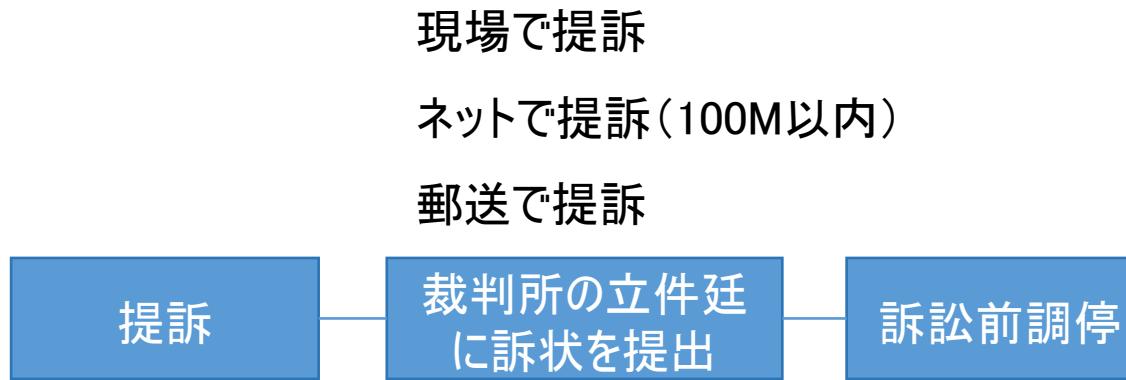


裁判所に認められた仮処分は非常に少ない



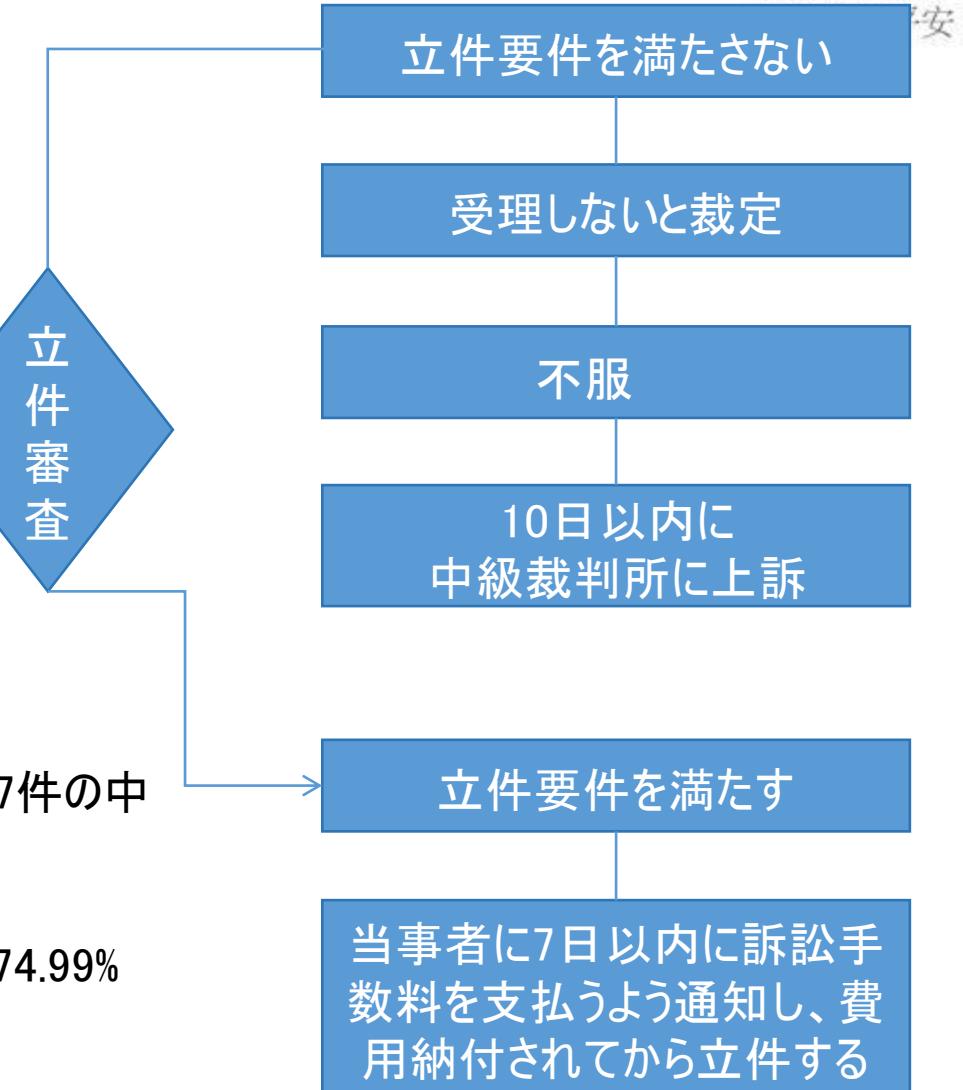
提訴

提訴及び立件



「2023年北京市知的財産権紛争人民調停データ年次報告書」

- 2023年は2019年より135.56%増えた。
- 2023年には、1.6397万件の紛争が受理され、調停で終結した8817件の中で、6612件が調停成功となった。
- 調停成功の案件数は前年同期より133.8%増加し、調停成功率は74.99%に達した。
- 訴訟前調停で締結された調停協議は、司法承認の強制的執行力がある。



北京裁判所の電子訴訟立件プラットフォーム

同興隆 共平安



➤ 上海裁判所の立件システム

同興隆 共平安



事实与理由

原告主张的权属作品情况	被控侵权行为表现	作品获奖情况	主要维权开支票据金额情况	其他补充事实
作品名称: 《全国一级造价工程师职业资格考试培训教材 (2021年版)》	作品描述: 建设工程技术与计量(土木建筑工程) (ISBN978-7-5182-1290-3) ; 建设工程计价 (ISBN978-7-5182-1289-7) ; 建设工程造价管理 (ISBN978-7-5182-1288-0)			
作品类型: 文字作品				
本案主张该作品的具体何权利:				
复制权, 以印刷、复印、拓印、录音、录像、翻录、翻拍等方式将作品制作一份或者多份的权利。				
发行权, 即以出售或者赠与方式向公众提供作品的原件或者复印件的权利。				
主张被告实施复制行为的具体表现: 原告发现被告一未经许可, 在被告二运营的“拼多多”APP上开设网店“鸿慧文苑家居生活专营店”, 并公然销售涉案书籍的盗版图书。				
取证时购买被控侵权商品的金额: 63	取证所涉的订单号: 220325-324859391601482			
原告是否为著作权人: 否				
授权性质: 专有使用权 (排除著作权人使用)	授权地域: 中华人民共和国大陆境内 (港澳台除外)			
授权期限: 2021-05-08 至 2031-05-08	授权权利种类: 复制权, 发行权			
其他需要说明的情况:				
有无作品登记证书: 否				
作者: 中国建设工程造价管理协会	著作权人: 中国建设工程造价管理协会			
创作完成时间: 2021-05-08				

上海徐匯区裁判所がECサイト上の知的財産権事件の「要素式立件」を試行

当事者はExcelフォームの記載要件に従って記入し、アップロードしたら要素情報をワンクリックで導入でき、立件画面で逐一記入する手間を省き、より便利で迅速である。

提訴と同時に財産保全又は証拠保全を請求する

同興隆 共平安

実務上、一般的には立件と同時に財産又は証拠保全を請求する。

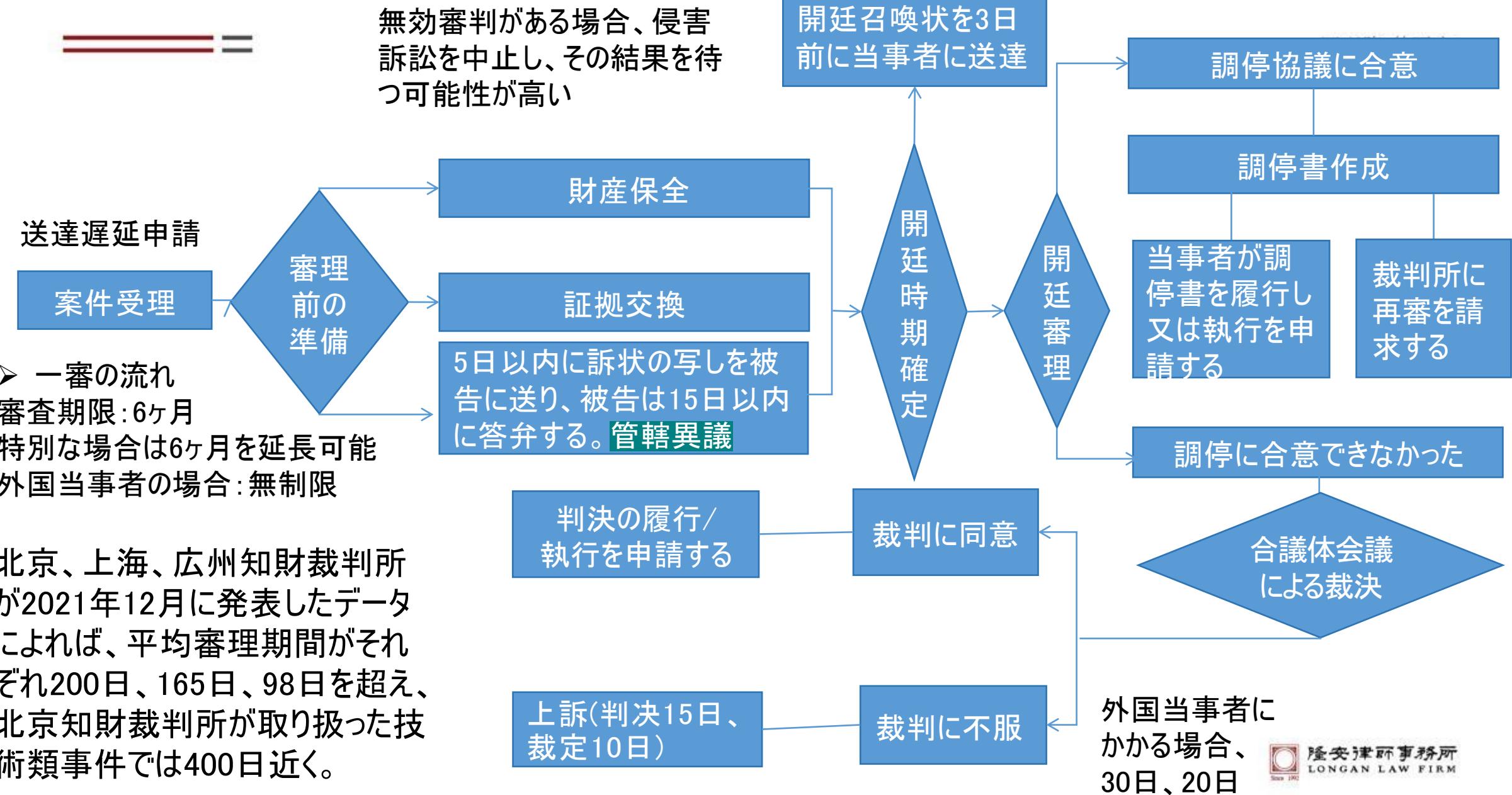
提訴を受理した裁判所のネットワークの適格要求に応じて、オンライン又は郵送方式を選んで立件資料と一緒に提出して請求することができる。

裁判所が保全措置発動前又は未完了の時に訴訟資料を被請求人に送達してしまうことで、被請求人がその情報を知った後に迅速に財産を移転・処分することを防止するために、原告は保全請求するとともに、送達遅延申請書を提出し、保全手続きが完了してから資料を送付するよう裁判所に請求することが好ましい。

この過程において、立件担当の裁判官、執行担当の裁判官、主審裁判官及び書記官などと緊密に連絡を確保するように、保全の進捗状況や送達状況をリアルタイマーに把握しなければならない。



民事訴訟の第一審



被告の戦略-対抗手段

審理における対抗策

管轄異議(一審、二審)

訴訟の時効(3年)を超えた

抗弁理由

(1)権利者？利害関係者？提訴時効？

(2)請求の範囲に入っていない

(3)不侵害行為に該当する

(4)先行技術による抗弁

(5)先使用権による抗弁

審理以外の対抗手段

1. 無効審判

答弁期間以内、中止を申立て

無効審判がある場合、侵害訴訟を中止し、
その結果を待つ可能性が高い

2. 攻撃策

相手に対して提訴する

3. 和解？

開廷審理の流れ

同興隆 共平安

現場/オンライン

国家秘密、個人のプライバシー、又は法律に別途規定がある場合を除き、公開審理をしなければならない。

開廷して当事者の身分を確認し、合議体メンバーを発表し、当事者に権利と義務を告知する

法廷調査
当事者は事件の事実を陳述し、証拠を検証する。双方は証拠資料について意見を発表する

法廷答弁
紛争焦点に関する答弁と論証
侵害？賠償？

最後の意見陳述
法廷は適宜に調停を行い、調停失敗した場合、評議を行い、判決を下す

回避の申請の例

- (一)当事者陳述、
- (二)証人への・利と義務の告知、
証人証言、欠席証人の証言
- (三)書面証拠、実物証拠、視聴
資料と電子データの提示
- (四)鑑定意見
- (五)審理記録の確認・サイン

- (一)原告及びその訴訟
代理人による主張
- (二)被告及びその訴訟
代理人による答弁
- (三)第三者及びその訴
訟代理人による主張
又は答弁
- (四)双方による答弁

特許権侵害判断の事例

同興隆 共平安

判例番号:(2019)最高法知民終21号、「最高裁知財案件年次報告(2019)」の典型判例

前記剪断波は、20～5000Hzの中心周波数fを示し、かつ $1/2f$ ～ $20/f$ の持続時間を示す低周波パルスの形式を有する励起を粘弹性媒体に加えることにより発生し、前記方法は、伝搬観測段階を具備し、該伝搬観測段階の間に、剪断波の伝搬は、被観測媒体における多数の地点において同時に観測され、これらの地点は、少なくとも第1の軸(X)に沿って延長している実質的に連続的な観測フィールドを形成し、前記剪断波の伝搬観測段階は、

原告の主張:

「**同時**」は「**該伝搬観測段階の間に**」に対する限定である。剪断波の伝搬期間において超音波を用いて観測すれば、「**同時観測**」に該当する。

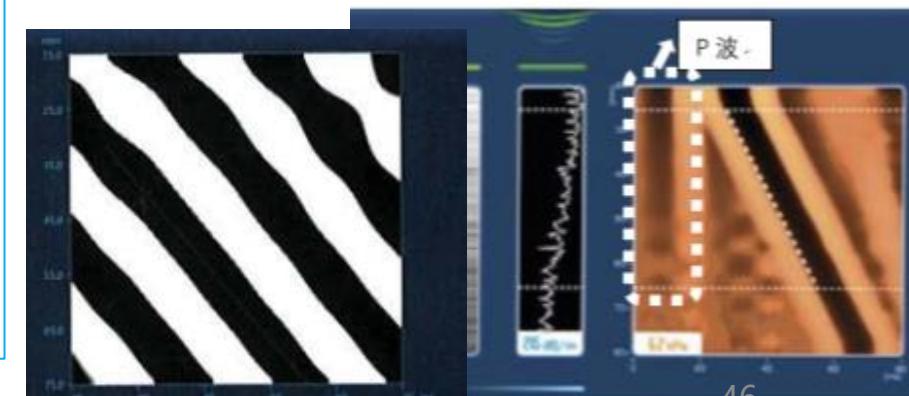
当方の主張:

「**同時**」は「**観測**」のタイミングに対する限定である即ち、剪断波を発射する同時に超音波を用いて観測すると限定した。

【内部証拠】:特許そのもの—明細書、図面、請求項の記載など、特許審査書類-専利審査、復審、無効手続に現れた各種書類(意見陳述書、口頭審理記録、発効の決定書など)、

【外部証拠】:分割出願関係、ファミリーがあるその他の特許及びその特許審査書類、

工具書、教科書、関連分野の定期刊行物論文などの公知文献。



新しいタイプの事例

同興隆 共平安

- ・ ウエーカアップワード(Hi Seriに該当するもの)の権益保護

【判決番号】(2023)浙03民初423号

【典型意義】本件は、人工知能ウエーカアップワードの権益保護に関する典型判例である。本件の判決は、使用を経て一定の影響力を持つウエーカアップワードが不正競争防止法による保護を受ける正当な権益に該当することを明確化した。

- ・ 実案が知的財産局に無効された後、それに基づいて削除された販売リンクは、保証金を提出する前提に、回復することができる。

指導的事例217号「慈溪市博某プラスチック製品有限公司が永康市連某工貿有限公司、浙江天某ネットワーク有限公司などを提訴した実用新案特許権侵害紛争案」

- ・ 特許権所有権紛争において、現在の権利者は年金を払わないとにより特許権が効力を失ったため、真の権利者の損失を賠償すべきである。

指導的事例222号「広州徳某水産設備科学技術有限公司が広州宇某水産科学技術有限公司、南某水産研究所の財産損害賠償紛争案を提訴した」



- 指導的事例220号
- 「嘉興市中某化学工業有限責任会社、上海欣某新技術有限会社訴え王某集團有限会社、寧波王某科学技術株式会社などの技術侵害秘密紛争事件」は、すべての技術秘密を用いた認定規則及び故意侵害時の損害賠償額計算規則を明確にした。被疑侵害者が故意に技術秘密を侵害する構成である場合、人民法院は被疑侵害者の関連製品の販売利益を基礎として、損害賠償額を計算することができる。販売利益が確定しにくい場合は、権利者関連製品の販売価格及び販売利益率に被疑侵害者関連製品の販売数量を乗じた上で、損害賠償額を計算することができる。

・秘密保持措置の修復、再構築、強化にかかる費用の賠償

【判決番号】(2022)最高法知民終945号

【裁判要旨】技術秘密侵害事件において、権利者が侵害行為によって破壊された元の秘密保持措置を修復又は再構築するために支出した費用、及び損害軽減、損失拡大の防止のために秘密保持措置を強化する必要があって合理的に支出した費用は、いずれも侵害の損害賠償額の算定に計上することができる。

法定賠償額の上限を超える事件

同興隆 共平安

侵害による収益が法定賠償額の上限を超えることを証明する証拠がある場合の認定と参酌の要素

【判決番号】(2022)最高法民終312号

【裁判要旨】提出された証拠により、侵害による収益が、明らかに不正競争防止法に規定の法定賠償額の上限を超えていると十分に認定可能な場合、裁判所は企業名称の知名度、侵害者の主觀的悪意の程度、立証妨害の有無、侵害行為の具体的情状及び権利者が権利行使するための合理的支出等の要素を総合考慮して、法定賠償額の上限を超える賠償額を確定しなければならない。

立証妨害規則の適用

【判決番号】(2022)最高法民終312号

【裁判要旨】本件の二審判決は立証妨害規則を厳しく適用しており、故意に証拠を提供せず、裁判所による事件の事実認定を妨害した侵害者に対して、適法にその不利益を与える処理方式と判決結果を出した。

【事件の概要】賠償額について、既存証拠に基づいて権利者の実際の損失や侵害者の権利侵害による収益を確定することは難しいが、侵害者の権利侵害による収益は法定賠償額の上限500万元を超えていると十分に認定できる。この場合、侵害者の侵害行為に関連する財務資料の提供を拒否することで立証妨害になるに間違えない。一審裁判所は、メディアの報道内容に示された侵害者の年間売上が15億元であることを参考し、事件の関連事実に基づいて、被疑侵害品の売上高の割合を15分の1として計算し、侵害者が1億元の賠償額を負担させる判決には不当がないと認定した。

- 指導的事例219号「広州天某高新材料株式会社、九江天某高新材料有限会社が安徽省ニュータウン某精密化学工業有限会社などを提訴した技術侵害秘密紛争案」は、**知的財産権侵害行為が情状が深刻であるかどうかを判断し、懲罰的賠償を適用する認定規則を明確にした。立証妨害規則も適用**
- 懲罰的損害賠償の倍数の裁量要素**

【判決番号】(2022)最高法民終209号

【裁判要旨】他人の登録商標や商号の知名度や影響力を知りながら、他人の登録商標と類似する商標を大量に使用して同じ事業を展開する場合、商品の出所を混同させ他人の知名度に便乗する主觀的な悪意があると認定しなければならない。被疑侵害者の侵害規模が大きく、及ぶ地域の範囲が広く、侵害による収益が巨大になる場合、侵害の情状は深刻であると認定しなければならない。上述の主觀的悪意、侵害情状の深刻度は、裁判所が懲罰的賠償の倍数を確定する際の重要な裁量要素としなければならない。

- 懲罰的賠償の基礎額が証拠に基づいて裁量・確定することができる**

【判決番号】(2022)最高法知民終2907号

本件は、懲罰的賠償の基礎額が証拠に基づいて裁量・確定可能であるが、精確な算出ができないからといって安易に法定賠償を適用してはならないと明確化した。本件判決は、裁判所が懲罰的賠償制度を全面的に実行する決意と司法の態度を示しており、適法に権利者による権利行使のハードルを引き下げ、懲罰的賠償の威嚇力を有効に発揮し、権利侵害者に重い代価を確実に払わせた。

二、知的財産権民事訴訟の最新動向

同興隆 共平安

民事訴訟において、故意又は重大な過失により時機に後れて提出した証拠について、訴訟の遅延目的と認められるときは、裁判所はその証拠提出を却下することができないのか

「民事訴訟法」第68条によれば、「当事者が期日を超えて証拠を提出する場合、裁判所はその理由の説明を命じなければならない。理由の説明を拒否する又は理由が成立しない場合、裁判所は状況に応じて、その証拠を採用しない又はその証拠を採用するが、訓戒・罰金を科す。」と規定されている。

「民事訴訟法」第118条によれば、「個人に対して10万元以下の罰金を科す。単位に対して5万元以上100万元以下の罰金を科す。」と規定されている。

『最高裁による「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する解釈』第102条第1項、第3項によれば、「当事者が故意又は重大な過失により期限を過ぎて証拠を提出する場合、裁判所は受理しない。但し、その証拠が事件の基本事実と関連している場合、裁判所はその証拠を採用し、民事訴訟法第65条、第115条第1項の規定に基づいて訓戒や罰金を科すべきである。当事者的一方が、証拠提出の遅延によって発生した交通費、宿泊費、食費、仕事の損失、証人の出廷などの必要な費用の賠償を他方に要求した場合、裁判所は支持することができる。」と規定されている。

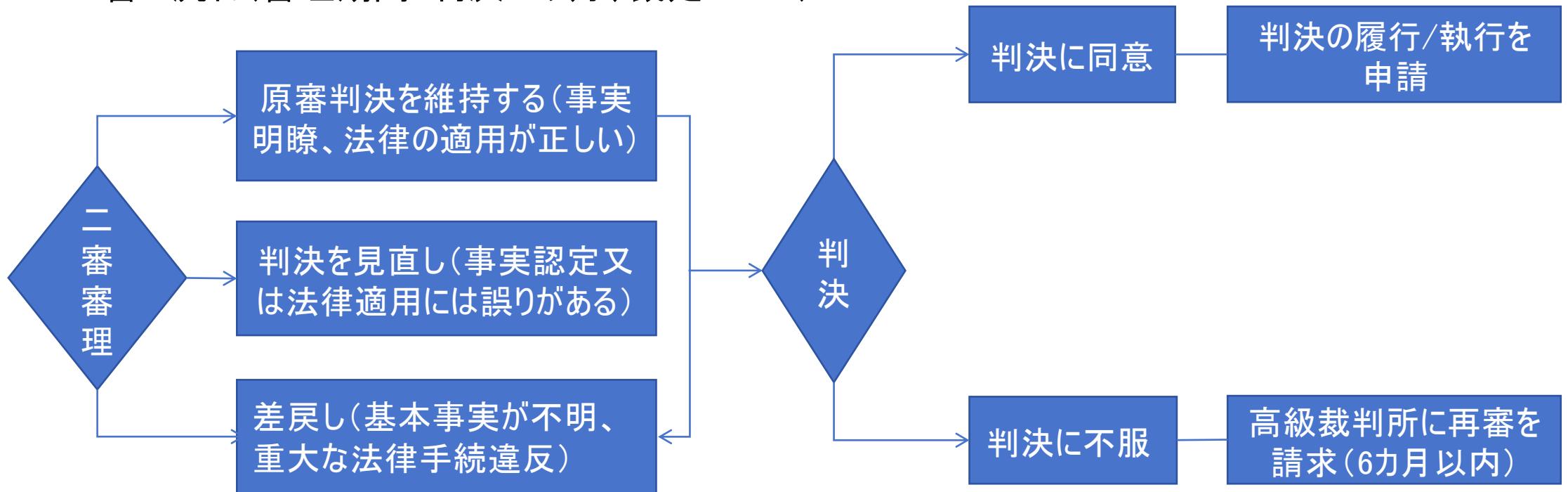


上訴及び第二審

中国における裁判所の階層及び管轄

知財紛争	管轄裁判所
<p>(1) 専利、植物新品種、集積回路配置図設計権利付与・権利確認に係わる行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(2) 特許、植物新品種、集積回路配置図設計権利帰属、侵害民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(3) 重大、複雑な実用新案、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属侵害民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件；</p> <p>(4) 独占禁止民事訴訟及び行政訴訟の上訴事件。</p>	最高裁判所の知的財産権法廷が審理する上訴事件
<p>(1) 前項に定める類別に該当する全国範囲内で重大、複雑な民事・行政訴訟の一審事件；</p> <p>(2) 前項に定める民事・行政訴訟の一審事件で既に発効された判決、裁定、調停書に対して適法に再審、抗訴等の裁判監督適用手続きを申し立てる事件；</p> <p>(3) 前項に定める民事・行政訴訟の一審事件での管轄権異議、行為保全裁定に対する復議、並びに罰金、拘留決定に対する復議、審理期間の延長などを申請する事件；</p> <p>(4) 最高裁判所が知的財産権法廷によって審理を行うべきと判断したその他の事件。</p>	最高裁判所の知的財産権法廷が審理するその他の事件

➤ 二審の流れ(審理期間:判決:3ヶ月、裁定:30日)



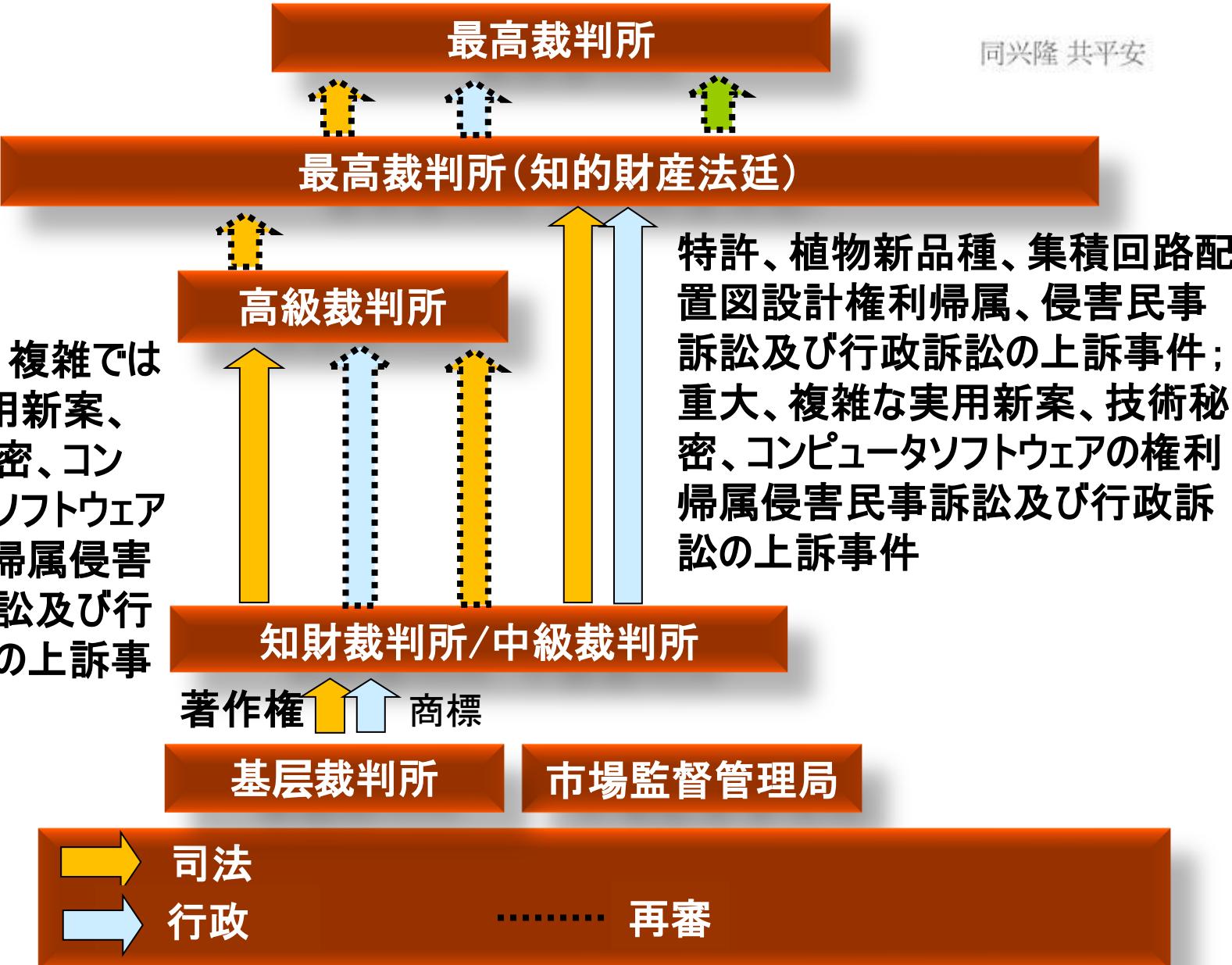
二審裁判所に訴状を提出する手續書類は一審と同じ

5日以内に訴状の副本を相手方の当事者に送付し、相手方の当事者は受け取った日から15日以内に答弁状を提出する。裁判所は答弁状を受け取った日から5日以内に副本を上訴人に送付しなければならない。原審裁判所は訴状と答弁状を受け取った日から5日以内に、すべての事件に関する書類と証拠を二審裁判所に送付しなければならない。

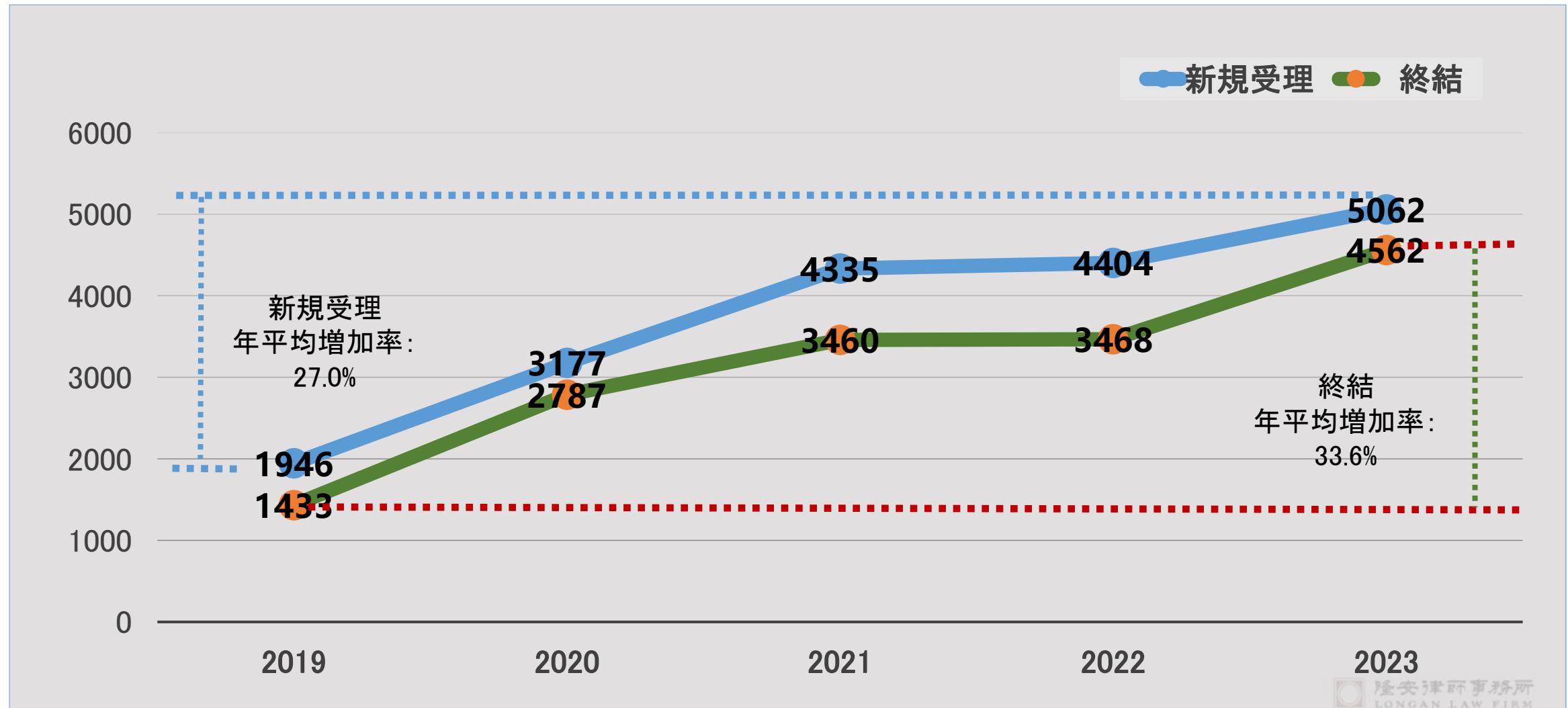
上訴の有無の確認:
当事者と連絡する
裁判所の通知に留意する
法定上訴期間を過ぎる時に一審裁判官に問い合わせる

知財訴訟の上訴管轄

- ・二審終審制
- ・技術類(特許、複雑な実案、技術秘密など)の二審は最高裁の知財法廷で行う。
- ・再審を申請することはできるが、受け入れられない可能性がある。

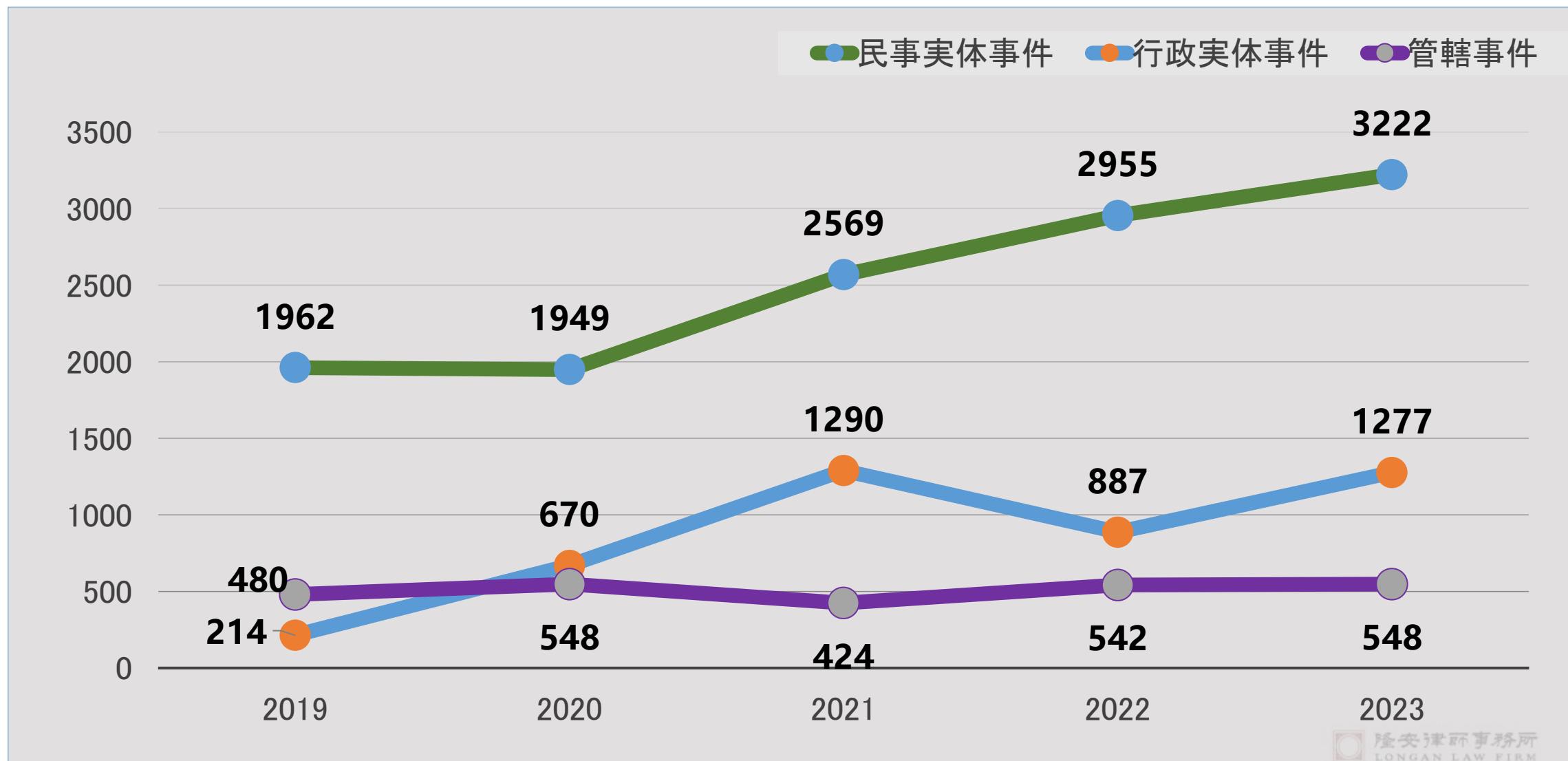


最高裁2019-2023技術分野における知的財産権と独占事件の受理・終結態勢図



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

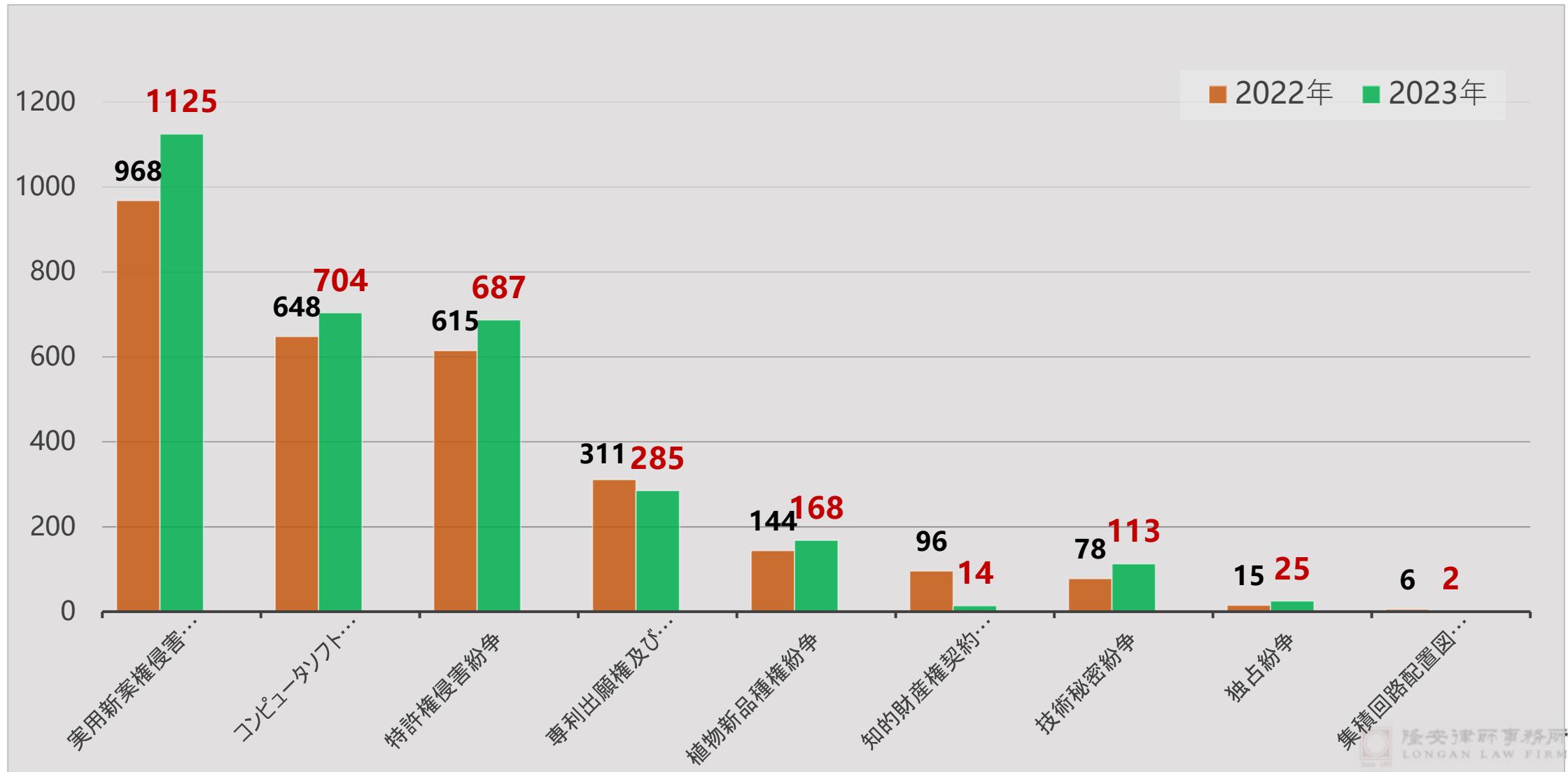
最高裁2019–2023新規受理技術関連の知的財産権及び独占事件の類別態勢図



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

最高裁2023新規受理技術関連の知的財産権及び独占民事二審事件の類別

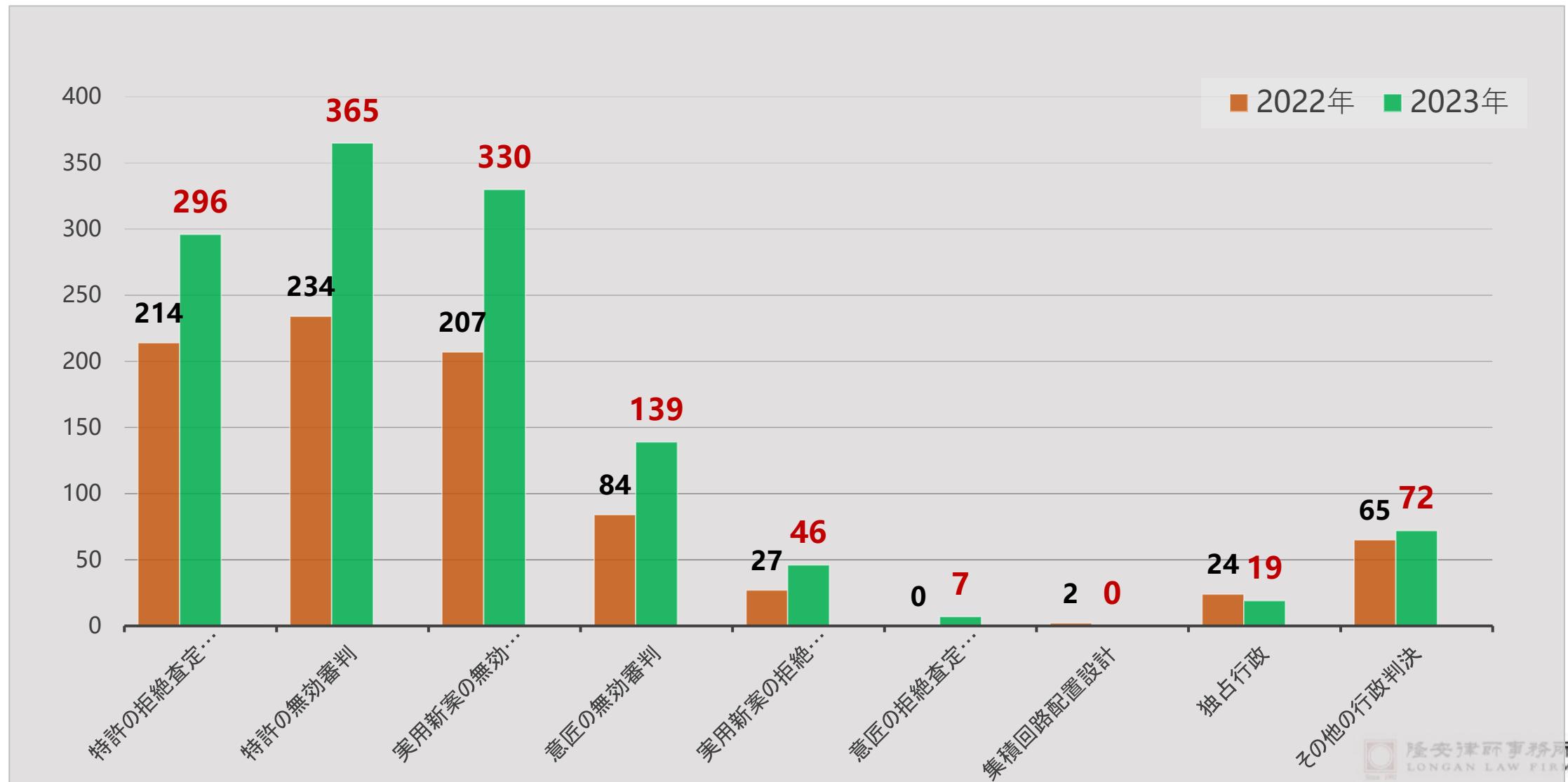
平安



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

最高裁2023新規受理技術関連の知的財産権及び独占行政二審事件の類別

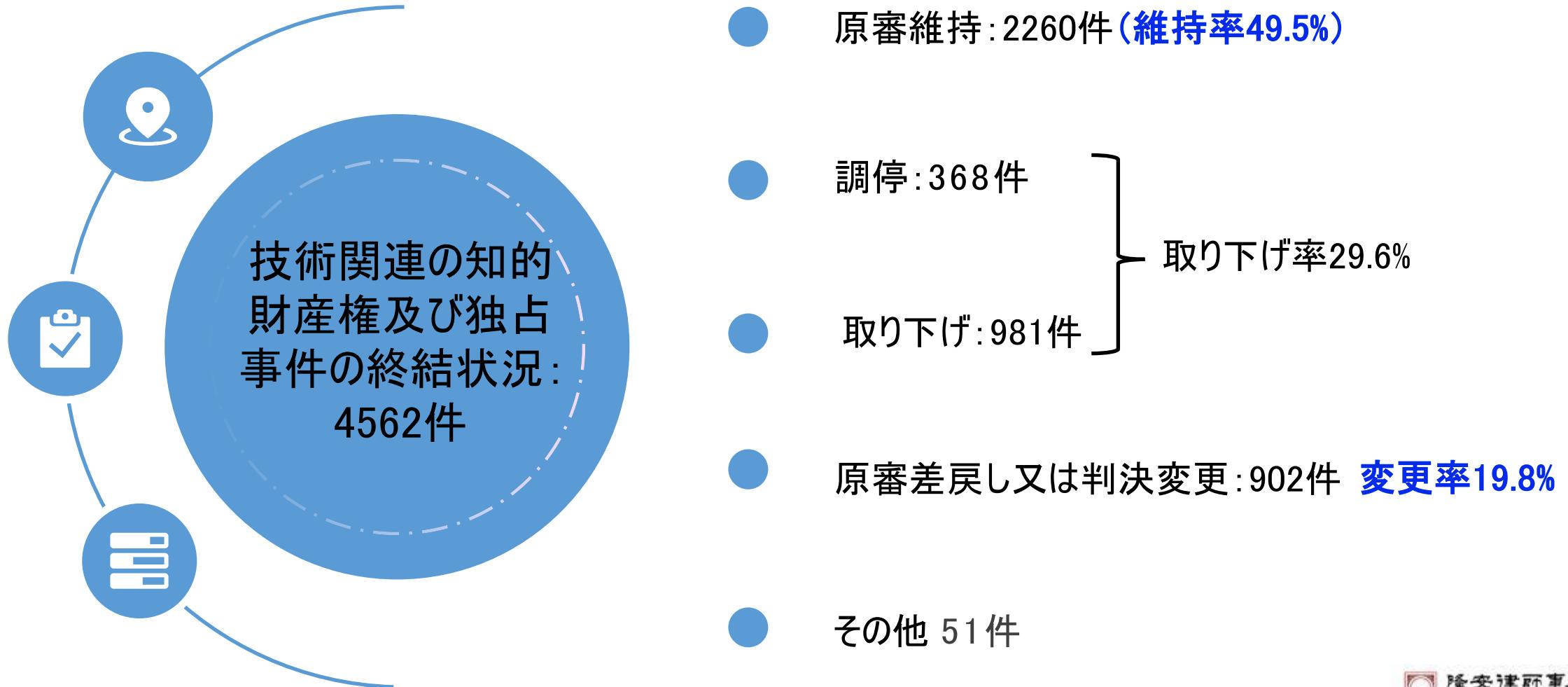
平安



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

2023最高裁技術関連の知的財産権及び独占ニ審事件で採用した終結方法

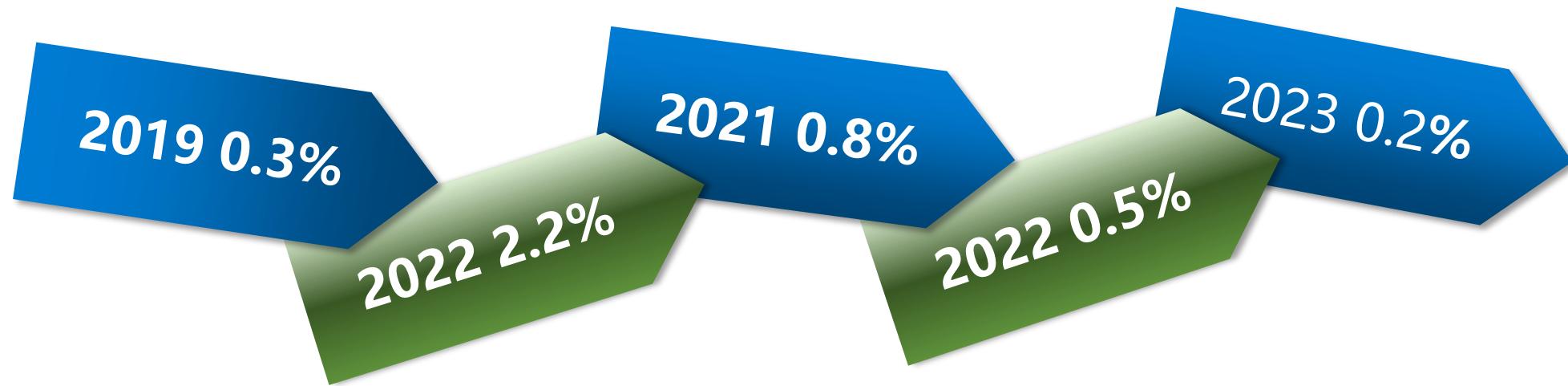
共平安



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

2019-2023原審差戻し率の推移

2019-2023最高裁判所二審の技術関連の知的財産権と独占事件の原審差戻し率は最高の2.2%から現在の0.2%までに引き下げられた



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

2019-2023 判決変更率の推移

2019-2023最高裁判所二審の技術関連の知的財産権と独占事件の判決変更率は、
最低の6.1%から現在の19.6%までに引き上げられた。



出典:最高裁判所知的財産権法廷年次報告書(2023)

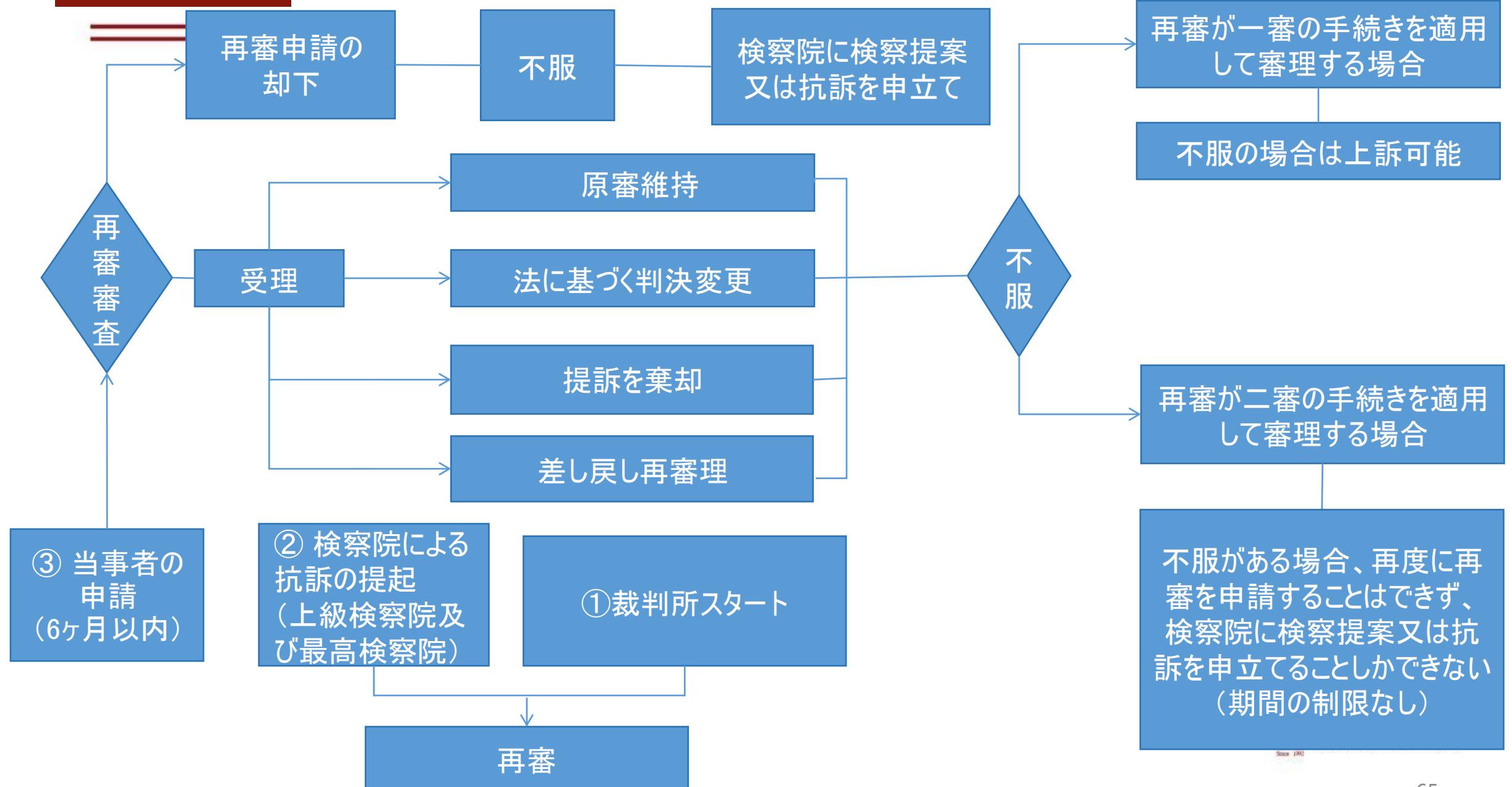


再審

再審の理由

- 当事者の申請が次のいずれかに該当する場合、人民法院は再審しなければならない。
- (一)元の判決、裁定を覆すのに十分な新しい証拠がある場合、
 - (二)原判決、裁定によって認定された基本事実に証拠証明が不足している場合、
 - (三)原判決、裁定による事実認定の主な証拠は偽造である、
 - (四)原判決、裁定により事実を認定する主な証拠が質証されていない場合、
 - (五)事件を審理するために必要な主要な証拠について、当事者が客観的な原因で自ら収集することができず、書面で人民法院に調査収集を申請し、人民法院が調査収集していない場合、
 - (六)原判決、裁定の適用法律に確かに誤りがある場合、
 - (七)裁判組織の構成が合法ではない、又は法により回避すべき裁判員が回避していない場合
 - (八)訴訟行為能力のない人が法定代理人を経て訴訟に代理していない、又は訴訟に参加すべき当事者が、本人又はその訴訟代理人の事由に帰責できないため、訴訟に参加していない場合
 - (九)法律の規定に違反し、当事者の弁論権利を奪う場合
 - (十)召喚状を経ずに、判決に欠席した場合
 - (十一)原判決、裁定漏れ又は訴訟請求を超えた場合
 - (十二)元の判決、裁定を下すための法律文書が取り消されたり変更されたりした場合、
 - (十三)裁判官がこの事件を審理する際に汚職収賄、私情にとらわれて不正を働き、法を曲げて裁判行為をした場合。

再審の流れ





抗訴

検察院に検察提案又は抗訴を申立て

同興隆 共平安

以下のいずれかに該当する場合、当事者は検察院に検察提案又は抗訴を申立てることができる：

- (1)裁判所が再審の申請を却下した場合；
- (2)裁判所が期間を過ぎても再審申請に対する裁定を下さない場合；
- (3)再審判決、裁定には明らかな誤りがある場合。

検察院は当事者の申立てに対して3ヶ月以内に審査を行い、検察提案又は抗訴するかしないかを決定しなければならない。当事者は再び検察院に検察提案又は抗訴を申立てることができない。

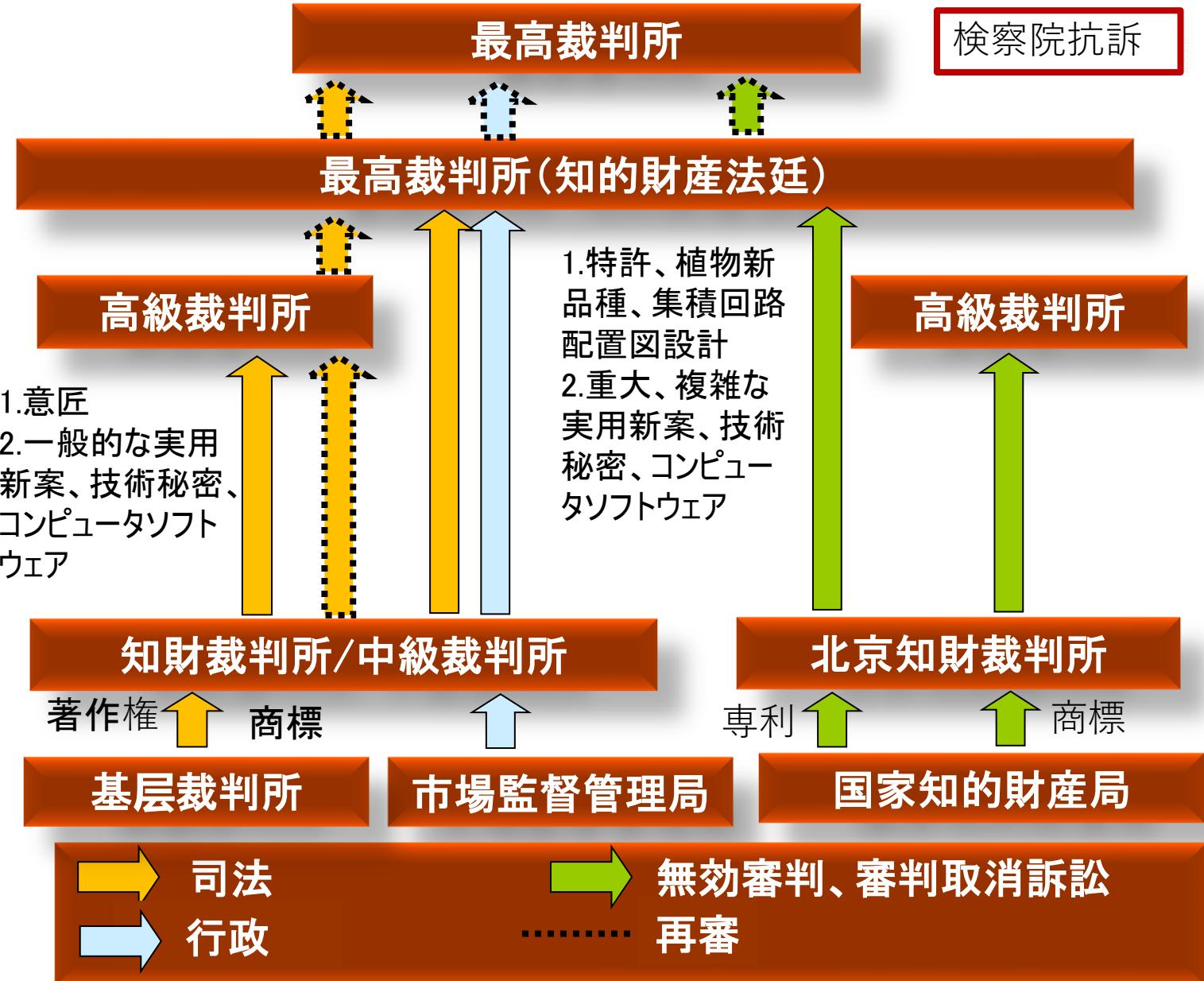
天長市新×有限公司VS湛江市苏×有限公司、海口市椰×有限公司の不正競争民事紛争**抗訴事件**

判決番号：現在公開されていない

【典型意義】商品包装や装飾が登録商標に基づいて設計され、登録商標や関連する要素が包装・装飾において顕著な識別機能を果たしている場合、その商標が不良影響を理由で無効とされた場合でも、包装・装飾が不正競争防止法により保護されると認めることは、不良影響が包装・装飾を通じて存続することを意味する。包装・装飾が無効とされた商標と密接に関連し、分離が難しい場合には、商標及び関連する要素を中心とした商品包装・装飾は法的保護を受ける適格性を欠くため、一定の影響力を有する包装・装飾として不正競争防止法の保護を受けられるようにすることができない。

知財訴訟の管轄

- 二審終審制
- 技術類(特許、実案、営業秘密)の二審は最高裁の知財法廷で審理される
- 審決取消訴訟は専属管轄である。
- 再審を申請することはできるが、受け入れられない可能性がある。



損害賠償金の回収戦略

同興隆 共平安

【事前調査】

- 会社の信用調査(他の案件で既に強制執行の対象となっているか、信用喪失の被執行人リストに載せられているかを確認);
- 会社の株主調査(1人有限会社の場合、株主を一被告として訴えられ、損害賠償の連帯責任を負わせることが可能)

【訴訟前・訴訟中の財産保全】

- 企業の場合:企査査ツールを介して、会社が発行した一部の領収書情報を調べて会社の通常銀行口座を特定することができる;
- 個人の場合:携帯番号から、微信や支付宝(Alipay)アカウントを確認可能。

【強制執行】

- 裁判所に対し、被執行人の財産に関する手がかりを積極的に提供する;
- 執行進捗と懸念点を把握するため、裁判所と緊密な連絡を維持する;
- 被執行人が故意に執行を逃れたり財産を隠匿したりする場合は、裁判所に対して、出国禁止や高額消費制限などの追加措置、又は信用喪失の被執行人リストに載せるように申請することができる。

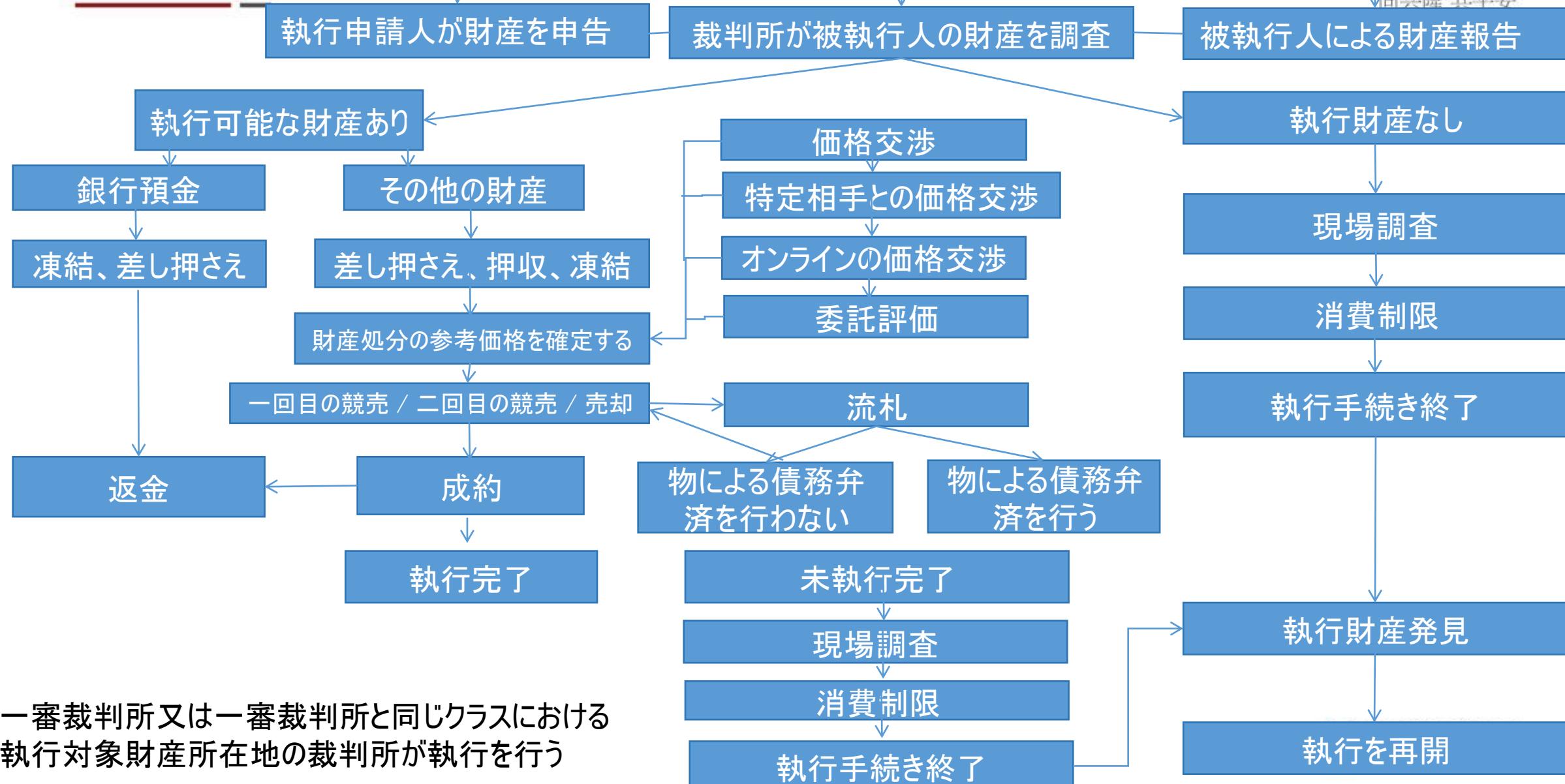


執行

執行の流れ

執行立件

法律文書で定められた履行期間の最終日から2年以内に申請
同実際 共平安



◆「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との協定」及び関連条項の解釈に基づき、知的財産権の侵害によって支払われる賠償金は、税務上、ロイヤリティ(使用料)の一種として扱われる。

◆中国の代理人(法律事務所)を通じた賠償金の送金に関する税務事項

- 1、賠償金には企業所得税が課される
- 2、企業所得税の税率は賠償金総額の10%である
- 3、代理人(法律事務所)が賠償金を受取又は支払いする場合、法律事務所が源泉徴収義務者となる

◆賠償金送金時の留意点

- 1、取引先と事務所の契約を提供する必要があり、同時に判決書には代理支払いに関する内容が含まれる必要がある。可能であれば、法律事務所の代行支払先や受取側の銀行情報も記載するように望ましい。
- 2、第三者決済プラットフォームを利用する場合、PayPalなどの知名度が高く、評判の良いプラットフォームを選択する。
- 3、送金後は、送金状況を迅速にフォローし、送金が正常に完了することを確認する。

権利行使後の再侵害の監視と対応策

【侵害判決を受けた侵害者の近況を監視】

市場及び関連ルートを定期的にチェックし、侵害可能性のある行為を監視します。例えば、ECサイト、展示会、SNSなど。知的財産権侵害監視の専門ツールを使用して、監視対象主体の関連情報をタイムリーに取得し、権利侵害行為があるかどうかを確認する。

【再侵害への対応】(民事訴訟法に関する司法解釈521条)

- 法執行終結してから6ヶ月以内に、侵害者が再度同じ侵害行為を実施した場合、権利者が当該判決に基づき再度法執行を申請して権利侵害の差止を要求することができる。
- 法執行終結してから6ヶ月以降、侵害者が再度侵害行為を実施した場合、権利者は改めて提訴することによって権利行使する必要がある。懲罰賠償を求める。



3

知的財産権に関する刑事事件

- ・「刑法」213-220条、213-215条、217条、219条(3/10)：7種類の知的財産権侵害罪

第213条 【登録商標の虚偽表示罪】登録商標権者の許諾を得ず、同一種類の商品・役務にその登録商標と同一の商標を使用し、**情状が深刻である場合**、3年以下の懲役、罰金を併科又は単科する。**情状が極めて深刻である場合**、3年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- ・ 2004年最高裁・最高検察院による「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「2004年解釈」という)

第1条 登録商標権者の許諾を得ず、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「情状が深刻である」と認定しなければならない。(1)不法経営額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上であった場合。(2)2種以上の登録商標を冒認し、不法経営額が3万元以上又は違法所得金額が2万元以上であった場合。(3)情状が深刻であるその他の事由。「情状が極めて深刻である場合」(1)不法経営額が25万元以上又は違法所得金額が15万元以上であった場合。(2)2種以上の登録商標を冒認し、不法経営額が15万元以上又は違法所得金額が10万元以上であった場合。(3)情状が極めて深刻であるその他の事由。

同一の商品、同一の商標

登録商標詐称罪(3年/10年)

不法経営額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上。

2種以上:不法経営額が3万元以上又は違法所得金額が2万元以上。

登録商標を詐称した商品の販売罪

販売額が5万元以上

登録商標標識の不法製造・販売罪(3/10)

標識の数が2万件以上、かつ不法経営額が5万元以上、又は違法所得金額が3万元以上

專利詐称罪(3)

不法経営額が20万元以上又は違法所得金額が10万元以上。

著作権侵害罪(3/10)

複製品の数が合計500枚(部)以上

権利侵害複製品販売罪(5)

不法経営額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上

営業秘密侵害罪(3/10)海外～5～

損失又は違法所得金額が30万元以上

法人が知的財産権侵害罪を犯した場合の罰則

法人に対して罰金を科し、その直接の責任者及びその他の直接責任者に対しても本節の各条に基づき罰則を適用する

司法職員の能力に限られるため、権利者の知的財産権侵害者に対する厳罰執行の要求を十分に満たせない可能性がある。

知的財産権に関する刑事事件の近況-検察院の視点から

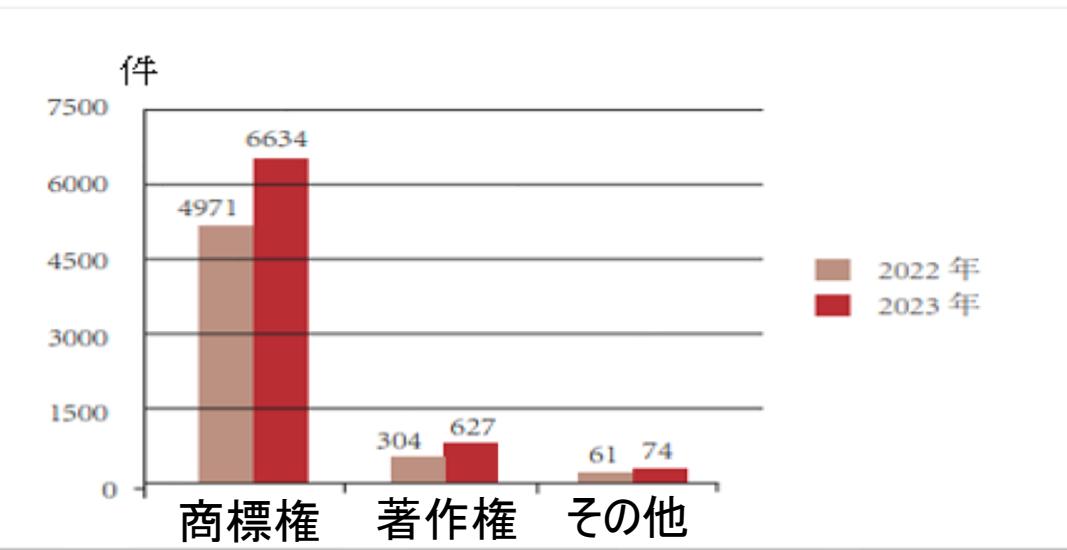
同興隆 共平安

1. 法規定に基づき、知的財産権侵害犯罪の処罰を強化する。営業秘密、デジタル著作権などの知的財産権重点分野、及びライブコマース、ネットショッピング、中古リノベーションなどの新興分野をめぐって、全国の検察機関は受理・審査・提訴した知的財産権犯罪事件が12,122件、犯罪者が30,684人であり、前年同期と比べてそれぞれ42.8%、52%上昇した。
2. 国家発展の重要な戦略の実施確保をサポートする。チップ製造、情報技術、人工知能、生物医药、種業の安全、新エネルギーなどの重点分野における知的財産権の司法保護を強化し、受理・審査・提訴した営業秘密侵害犯罪者が401人で、前年同期より96.6%増加した。文化強国建設のサポートにおいて、受理・審査・提訴した著作権侵害犯罪者が2748人で、前年同期より1.4倍増加した。
3. 知的財産権司法検察の総合的な業務の推進を深める。最高検は「人民検察院における知的財産権案件処理に関するガイドライン」を制定し、初めて知的財産権の包括的司法保護に関する指導判例を発表した。各検察機関が、「一件四査」を推進し、同時に刑事犯罪、民事侵害、行政違法と公益訴訟の手がかりに関わるかどうかを審査し、最適な司法保護を実現する。総合的な職責履行を経て、刑事付帯民事訴訟636件を提起し、刑事责任追及と民事責任負担を一体的に解決し、権利行使コストを低減し、司法効率を向上させる。知的財産権侵害犯罪事件に関して、不起訴となった後に行政処罰に1213件を移行した。
4. 悪意による知的財産権の濫用訴訟を処罰するための特別整理活動を深める。

中国裁判所が新規受理した知的財産権刑事事件の類別と件数

共平安

2022-23受理した知財刑事事件(一審)の件数



中国: 受理7335件、結審6967件、37.46%と27.69%上昇

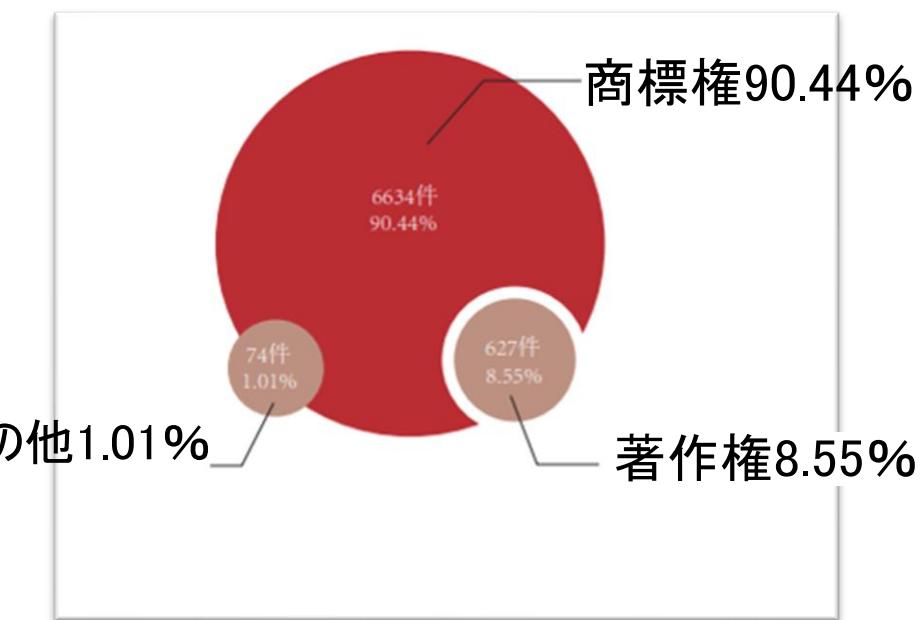
偽特許刑事事件1件、結審1件、

商標権: 受理6634件、結審6357、33.45%と24.67%上昇

著作権: 受理27件、結審543件、106.25%と79.8%上昇

その他の事件: 受理73件、結審66件、19.67%と20%上昇

新規受理した知財刑事事件(一審)の類別



全国の裁判所は**知的財産権刑事二審事件**: 受理956件、結審965件、前年同期比それぞれ2.35%と1.23%減少した

刑事和解とは、刑事訴訟の過程において、調停人又はその他の組織を通じて被害者が犯罪嫌疑者、被告と直接コミュニケーションを取り、共同で協議し、双方が民事賠償の和解契約を締結した後、司法機関が事件の具体的な状況に基づいて、犯罪嫌疑者又は被告に対して刑事責任を追及しないか、又は刑事責任を軽減する訴訟活動を指す。

刑事和解の適用範囲(「刑事訴訟法」第288条)

民間紛争に起因して、人身自由権や民主権利、財産権に係る侵害犯罪の疑いがあり、懲役3年以下とい渡される可能性のある故意犯罪事件、及び汚職犯罪を除いて、懲役7年以下とい渡される可能性のある過失犯罪事件は、公訴事件に和解手続きを適用する範囲に含まれる。

但し、犯罪嫌疑者、被告が5年以内に故意に犯罪を犯したことがある場合は、適用対象外になる。

当事者間で和解協議が締結された事件については、裁判所、検察院、公安機関が審査し、適法に処理を緩めることができる。(刑訴法289.290)

最高検が発表した「刑事検察業務白書(2023年)によれば、「紛争解決に重点を置き、刑事和解を適用して処理した案件は7万件以上に上る。」

3.1 知的財産権に関する刑事訴訟手続における付帯民事訴訟の利用状況

最高検が発表した「刑事検察業務白書(2023年)」によると、全国の検察機関は受理・審査・提訴した知的財産権侵害犯罪事件が12,122件であり、そのうち刑事付帯民事訴訟が636件である。

3.2 刑事付帯民事訴訟の申請主体、裁判手続、準備手続

【申請主体】(刑訴法第101条)

1、刑事付帯民事訴訟は被害者本人から提起する必要があるが、被害者が死亡又は行為能力を喪失した場合には、被害者の法定代理人又は親族が付帯民事訴訟を提起する権利を有する。

2、国家の財産、集団の財産が被害損失を受けたとき、検察院は公訴を提起した場合は、付帯民事訴訟を提起することができる

【裁判手続き】(刑訴法104条)

付帯民事訴訟は刑事案件と併せて審理されるべき、ただし、刑事案件の審理に過度な遅延を防止するためには、刑事案件が審理された後、同一の裁判担当チームが引き続き付帯民事訴訟を審理することができる。

【準備手続】

民事訴訟と同様

刑事付帯民事訴訟VS一般の民事訴訟の比較

同興隆 共平安

相違点	刑事付帯民事訴訟	一般的な民事訴訟
事件類型	刑事犯罪が発生してから提起可能になる	民事紛争があれば直ちに訴訟を提起可能
提訴時期	刑事案件が立件された後	何時でも提起可能
裁判所	被告の刑事責任を審理する刑事裁判所が一括審理又は後日審理(刑事案件裁判に過度な遅延を防止するため)	民事裁判所で審理
賠償範囲	主に被告の犯罪行為によって被害を受けた物質的損失を対象としており、犯罪行為によって人格、名誉、精神、又は婚姻・家庭関係が損害を受けた場合には、被害者は付帯民事訴訟を提起することができない。	直ちに民事訴訟を提起することによって、権利行使することができる。
訴訟費用	訴訟費用なし	裁判所は、賠償請求の金額に応じて訴訟費用を算定し、原告が前払いで納付するが、最終の負担者は裁判所に決められる。

実務上、刑事案件の裁判所は当事者に別途民事訴訟を起こすよう要求することが多い



Since 1992

COLLABORATION

PROSPERITY

AND SAFENESS

同興隆 共平安

ありがとうございました！

權 鮮枝

中国携帯: 13331171971 日本携帯: 09085588889 LINE ID: 09085588889

Email: quanxz@longanlaw.com

公众号: longanfirm



公众号: longanip



个人微信号



微博: 隆安知产



领英: Cindy QUAN

